

# ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター  
第 77 号 2021 年 3 月

## HEADLINE

本号では、2020年12月5日（土）に開催された「法整備支援シンポジウム2020」ーコモンとしての法制度と法制度整備支援ーを取り上げました。法務省法務総合研究所、名古屋大学大学院法学研究科/法政国際教育協力研究センター及び当財団による共催のもと、慶應義塾大学大学院法務研究科が主催したものです。新型コロナウイルス感染症の影響で、ウェブ会議方式にて開催されました。

（目次）

シンポジウム趣旨説明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘	2
個別報告1		7
「ベトナムにおける汚職の実態と法のコモン化の可能性」		
柴田正義、ファン・チュック（名古屋大学大学院法学研究科）		
個別報告2		14
「コモンとしての法制度の構築を達成するための法整備支援の在り方について		
ーカンボジアを題材にー」		
赤澤奈々美、加藤みなみ、ライインルエイ（慶應義塾大学法学部法律学科）		
個別報告3		19
「カンボジアにおけるコモンとしての法制度ーコロナ関係法令を素材としてー」		
ミアン・ピッチダビナー、クム・カエマリー（名古屋大学大学院法学研究科）		
全体討論		25
モデレーター： 松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）		
慶應義塾大学法学部法律学科松尾研究会ゼミ生		
閉会挨拶	名古屋大学大学院法学研究科特任講師 傘谷 祐之	44

【資料】（リンクをクリックすると資料を閲覧できます）

- ・ベトナムにおける汚職の実態と法のコモン化の可能性
- ・コモンとしての法制度の構築を達成するための法整備支援の在り方について—カンボジアを題材に—
- ・カンボジアにおけるコモンとしての法制度—コロナ関係法令を素材として—

（司会） 本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただ今より、「連携企画 アジアのための国際協力in法分野2020 —コモンとしての法制度と法制度整備支援— 法整備支援シンポジウム」を開会いたします。本日、司会を担当いたしますのは、松尾ゼミ16期の穂積、稲岡、高原、根津です。よろしくお願いいたします。

それでは開会のあいさつとして、慶應義塾大学大学院法務研究科、松尾弘先生にお話しいただきます。松尾先生、よろしくお願いいたします。

### シンポジウム趣旨説明

松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

皆さん、こんにちは。慶應義塾大学の松尾です。今日は法整備支援シンポジウムにお越しいただき、ありがとうございます。開会に当たって、私から最初に趣旨説明を差し上げたいと思います。

この法整備シンポジウムは、「連携企画 アジアのための国際協力in法分野2020」の一環です。連携企画の第一弾として、「法整備支援へのいざないシンポジウム」というものを法務省法務総合研究所国際協力部の主催で行っています。それに続いて、第二弾として、名古屋大学法政国際教育協力研究センター主催で法整備支援のためのサマースクールをやっています。最後に、この法整備支援シンポジウムが連携企画の第三弾になります。例年は、法務省法務総合研究所の「法整備支援へのいざないシンポジウム」を法整備支援へのイントロダクションとし、名古屋大学のサマースクールでさらに法整備支援に関する基礎知識を深め、そしてこの法整備支援シンポジウムでは、参加していただいた皆さんから発表してもらって、法整備支援についての方法とか、あるいはそのための基礎知識を深めようということをやってきました。

今年はコロナの影響で、最初に名古屋のサマースクール、次に法務総合研究所国際協力部によるいざないシンポ、そして今日の法整備支援シンポジウムということになりました。今年は初めて全てウェブで開催するということになりました。今日は、そういう中で、皆さんに集まっていただき、本当にありがとうございます。

今年の法整備支援シンポジウムのトピックは、「コモンとしての法制度の構築と法制度整備支援」です。その理由について、少し説明をさせていただきます。

法整備支援シンポジウムは、今回で第12回ということになります。最初に2009年の「私たちの法整備支援～ともに考えよう！ 法の世界の国際協力」からスタートしました。このときは、法務省法務総合研究所国際協力部が中心になって企画を立ち上げ、その後4回にわたり、毎年行いました。第5回目からは、プログラムを入門編、研究編、発表編という形に分けて、現在のような連携企画へと展開してきたわけです。

第10回から今回にかけての3回のテーマは実は一連の関係しているテーマです。今日の第10回の法整備支援シンポジウムでは、「法整備支援と社会包摂」をテーマにして、ソーシャル・インクルージ

ョン、つまり、より多くの人々が法整備支援に参加しつつ、その利益を享受するにはどうすればよいかという問いかけの下に、シンポジウムを行いました。それに続いて、昨年の第11回は「持続可能な開発目標（SDGs）と法整備支援」をテーマにしました。持続可能な開発目標の中では、法制度整備支援と深く関わるものがいくつかあるのですが、その1つが目標16です。そこにある、全ての人々が司法制度にアクセス可能な法制度をどうやって作るか、そのためにどういう形で包摂的な協力を行うかというトピックを中心に、シンポジウムを行いました。

今年はこれらの議論を展開する形で、「コモンとしての法制度の構築」を中心トピックに取り上げたわけです。

昨年取り上げた持続可能な開発目標の中で、目標16は、持続可能な開発のための平和で包摂的な社会、インクルーシブ・ソサエティーの構築を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルで効果的で説明責任のある包摂的な諸制度、インクルーシブ・インスティテューションズを構築するということを謳っているわけです。これは少し難しいのですが、全ての人々に司法へのアクセスを提供するためにはどういう法制度をどういうふうに作っていったらいいか、そのためにどういう国際協力が可能かというようなことが焦点になります。これについて、昨年から議論を始めましたが、まだ議論が終わらずに残された課題がありましたので、それを引き継ぐ形で、今年はさらにトピックを絞って、シンポジウムのテーマにしたわけです。

「コモンとしての法制度」とは、コモン、つまり「みんなのもの」、としての法制度という意味です。法制度を構築するために法整備支援を行い、全ての人々にとってアクセス可能な司法制度を提供するというのを、言葉を変えていえば、誰でも・いつでも・どこでも権利の保護と実現が確実に図られる世界を作っていくということなると思います。これを一言で表現したのが、「法の支配ユビキタス世界」（the rule of law ubiquitous world）というスローガンです。ちょうどわれわれがスマホやさまざまな端末を使って、インターネットにアクセスするということが非常に容易になってきました。全ての人々にとって同じように使えるというところまでは行っていないかもしれませんが、より多くの人々がそうした端末を使って、インターネットの世界にアクセスするという可能性がどんどん拡大しているし、そのネットワークが広がっています。

それと同じように、法制度についても、誰でも・いつでも・どこでも必要な法制度にアクセスし、自分の権利の保護や実現を図ることができるという、法の支配ユビキタス世界を目指すことが、法制度構築の目標であり、そのための国際協力が法整備支援の究極目標になり得るものと思っています。

ただ、直ちに「法の支配ユビキタス世界」を作るというのは非常に難しいです。そのために長い道のりと様々な手段が必要です。法制度整備支援が「法の支配ユビキタス世界」を目指して前進するための1つのステップとして、まずは法制度を「みんなのもの」にしようとする事、それが「コモンとしての法制度」という目標です。つまり、法制度というものを誰でも・いつでも・どこでもアクセスして利用できるものにしていこうということです。この誰でも・いつでも・どこでもアクセスして利用できるということが、「コモン」ということの意味内容です。

コモンというのは、みんなのもの、社会的共有物ということです。通常、この言葉がよく使われるのは、「コモンズ」という形で、具体的には、灌漑（かんがい）設備とか、入会地とか、森林とか、海洋資源、空気などです。最近では、グローバルな環境システム自体をコモンズ、つまり、誰でもアクセスできるもので、誰でも自由に享受できるものというようになりました。

こういう視点から見ると、実は法制度を不可欠の要素として含む国家自体も共有物、レス・プブリ

カです。「リパブリック」という言葉の語源になっているものですが、国家自体も本来の理念としてはみんなのものであるということです。こういう観点から法制度というものを「コモン」なものにするということが、「法の支配ユビキタス世界」に通じるプロセスとして、最初に重要な避けては通れない道だろうと考えられるわけです。

コモンとしての法制度が目指すのは、ちょうど空気のように、誰でも・いつでも・どこでも享受できるものとしての法制度ということです。空気については、都会にしようが田舎にしようが、先進国にしようが途上国にしようが、誰でも・いつでも・どこでもほぼ同質のものを享受することができます。場合によっては田舎のほうがいい空気を吸えるということがいえるかもしれません。少なくとも遜色のないものを享受することができます。法制度も同じように、誰でも・いつでも・どこでも同じような遜色のないものを享受できるようになること、それが「コモンとしての法制度」のイメージです。

さらに、「コモンとしての法制度」は、国家の枠を超えて広がる可能性もあります。つまり、法的な考え方とか、法的概念とか、法的ルールというものは、民族や宗教や言語といった文化的な多様性と不可分に共存しつつも、そうした違う民族、違う宗教、違う言語の人々の間でも共有し得る考え方、概念、ルールとしての側面ももっており、人類にとって一種の共通言語になり得るものです。そういうものを通じていわゆるグローバルなコモンとしての法制度となり得る可能性を持っていると思います。

それによって国境を超えて、権利や自由の空間を新たに創造し、拡張することができます。しかも、空気や水というものはそう簡単に増やすことはできませんが、法制度をコモンなものにしていくということは、われわれの努力次第で不可能ではなく、いくらでもそれを拡張していけるという可能性を持っていると思います。そういうものをどうやって作っていくのかというのが、「法の支配ユビキタス世界」に向けての課題であり、法制度をコモンなものにしていくというのがそのための第一歩だということです。

ところが、実際の法制度がコモンといえるかという、なかなかここには難しいものがありそうです。実際の法制度は、国にもよるし、地域にもよるし、時代にもよるわけですが、往々にして、特定の人々に有利な形で作られて運用されているということはないでしょうか。あるいは特定の人々の私的な利益の獲得や防衛のために用いられているということはないでしょうか。昨年はこういう観点から、法制度を自分や自分と関係する第三者の個人的利益のために濫用するという意味での汚職の具体的な例やその原因について議論をしたわけです。

そのときに課題として残ったのは、法制度はなぜ容易にみんなのもの、コモンにならないのか、むしろ、往々にして特定の人々の個人的な利益の獲得や防衛に有利な形に作られ、運用される傾向があるのかということが議論されました。

おそらく、これには少なくとも2つの理由があると思います。1つは、法制度を構成している細かなルールというのは、非常に複雑で技術的で、専門的な知識を必要とするので、空気や水のように誰でも吸おうと思えば吸える、飲もうと思えば飲めるというものとは違い、法制度をうまく使える人々とそうでない人々との間には格差が生じうるといことがあります。

もう1つの理由は、法制度が実際の効力、実効性を持つためには国家権力の中央集権化ということが不可欠です。したがって、法制度は権力機構と、そして、その背景にある社会の政治・経済構造と深く結び付いています。特にアジアのいわゆる権威主義的な国家においては、歴史的に法制度は統治の手段として用いられることが多くありました。これを特徴付けて、法の支配、the rule of lawでは

なく、法による支配、**the rule by law**だとして、批判的な特徴付けをする人もいます。

これらの法制度の特徴、つまり、非常に専門的な知識が必要で、かつ権力機構と結び付いているということが、法制度が特定の者による権力の濫用や逸脱、その一例としての汚職の問題を生じさせる原因になってきたということもいえるかもしれません。

こういうことを踏まえたうえで、改めて問うべきは、元来がそうした特定の人々によってそれらの者の利益を念頭に置いて作られ、維持され、それらの者の利益のために用いられてきた法制度というものを、どうやって「みんなのもの」にしてゆくかということです。それは、換言すれば、既存の権力機構をコントロールしつつ、法制度をコモンなものとするにはどうすればよいか、ということになると思います。

このことはさらに言葉を変えれば、法による支配、**the rule by law**と対立するものではなく、それを取り込むものとしての法の支配、**the rule of law**をどういうふうに構築するか、ということができると思います。

というのも、法による支配、**the rule by law**は、法の支配、**the rule of law**と対極的、正反対のものだから、それをなくしてしまうという発想は多分取れないと思うからです。やはり、法を実効的なものにするためには、政治権力の中央集権化ということが必要不可欠で、法と政治権力というのは切っても切れない仲にあるわけです。

ですから、本来的に権力機構に支えられた政治・経済構造を背景にした法制度を、どのようにして「みんなのもの」にしていくかということ、これから考えていかなければならないということです。法制度整備支援は、このような意味において法制度をコモン、「みんなのもの」にするための役に立っていく必要があるだろうということです。

では、どのようにして法による支配を取り込みつつ、法の支配というものを築いていくことができるでしょうか。権力機構に支えられた法制度をどうやってみんなのものにしていけるでしょうか。これが今日のシンポジウムで取り組みたい課題です。

まず、少なくとも最初にいえることは、法制度の細かなルールを理解するためには、先ほど言いましたように、非常に専門的な知識を必要としますので、法の知識を市民に伝え、理解を促し、その利用をサポートする、いわゆる媒介者、法の知識を持った媒介者を増やしていく必要があるということです。今日、このシンポジウムに集まっていたいただいている方々は、全てがこの意味の媒介者だといえると思います。それをどうやって広げていくかということが大きな課題です。

それからもう1つは、われわれ一般市民みんなが法の知識について慣れ親しんでいく、法の知識を常識化していくということも必要かもしれません。皆さん、よくご存じのポール・ヴィノグラドフというイギリスの法理学者は、『**Common-Sense in Law**』という本を書いています。『法における常識』という日本語訳もあります。そこでこういうことを述べています。

「社会の全ての構成員は、世論 (**public opinion**) の形成に参加するものであるが、この世論こそが法を生み出して、それを変更するための最も有力な要因の1つに他ならない。さらには、法の世界における人間の心の働きは、常識 (**common-sense**) に基礎を置くものであって、普通の知性と教養のある人々が、この心の働きをたどることは決して困難ではない」と述べています。

したがって、その法の知識を、普通の知性と教養のある人が理解できる形で普及していくということも、コモンとしての法制度の構築のためのベースになるのです。これは非常に重要な活動になるのではないかと思います。

こういう観点から、法制度整備支援がこれにどういうふうに寄与すべきかという、今まで行わ

れてきている立法支援や、法曹養成支援とともに、法学教育、あるいは法の教育に対する支援の相互の連携強化を図っていく必要があるだろうということです。そのためには法制度の構築や法制度整備支援において、できる限り多くの人たちが関与する方法を模索していく、そのプロセスがやはり重要であるということがいえそうです。

それからさらに重要なことは、これが今日のシンポジウムの具体的な内容と関わる点ですが、法制度をコモンにしていくということは、先ほどいいましたように、国家の権力構造や政治・経済構造と非常に深く結び付いていますので、そもそも国家の政治・経済・社会構造についての理解を深める必要があります。

ある国で、権力の濫用や汚職が問題になっているといっても、ただそれを批判するだけでは、問題は解決することも収束することもないでしょう。むしろ、なぜそういうことになっているのか、どういう構造がその背景にあるのかという観点から、政治・経済の構造を、それぞれの国について、その固有の事情に照らして深く理解する必要があります。そういう見方を法制度整備支援の前提知識として深めていく必要があるのではないかと思います。今日のシンポジウムでの発表は、おそらくこの点が1つの共通関心事項になっているのではないかと思います。

さらには、それぞれの国の法制度形成の歴史と社会背景についての理解を深める必要もあります。法制度の形成や変更というのは非常に連続的なものですので、必ず過去とつながっているはずなのです。現在の法制度形成のあり方というのは、その国の過去の制度の形成と密接不可分なので、法制度整備支援では、そういうことについての理解も深めていく必要があります。

最後に、先ほども少し触れましたが、今や一国の法制度の整備というのは、他国との関係を無視してはできないという状況になっています。そういう面でのグローバル化の意義やメリット、課題についての理解を深めることも重要です。

最近しばしば強調されてきた「自国第一主義」という考え方は、そろそろ修正を迫られる時期に来ているようにも思われます。再び、グローバル化のあるべき姿についての探求を深めていくということも法制度整備支援を充実させていくためにも不可欠なものということが考えられるわけです。

これら全ての課題を一遍にこなすことはできませんけれども、今後、私たちがより実のある法制度整備支援を続けていくための基礎的な理解を深めるきっかけになればと思い、今日の法整備支援シンポジウムを企画しました。これまで「法制度整備支援のいざないシンポジウム」、それから名古屋大学のサマースクールに出てくださいました皆さんを中心に、今日はプレゼンテーションやディスカッションが行われます。この企画自体もその皆さんによって進められてきました。と同時に、いつもながら法整備支援シンポジウムを陰で支えてくださっている皆さんに感謝を申し上げて、趣旨説明を終わりたいと思います。

今日も共催者である法務省の法務総合研究所国際協力部からはたくさんの皆さんに参加いただいています。いざないシンポに続いて、今日もどうか積極的にご参加いただければと思います。それから、やはり共催者である名古屋大学法政国際教育協力研究センターの皆さんにも企画段階からご支援をいただいています。それから同じく共催者である国際民商事法センターの青木事務局長はじめ、センターの方にも参加いただいています。こうした方々に支えられて、今年もシンポジウムを開くことができました。今年は初めてウェブを通じてのシンポということですが、そのメリットを最大限に活かして進めたいと思います。どうかみなさん、リラックスしてご参加ください。画面を通じてお話しするということは、むしろあまり緊張せずにざっくばらんにお話しできるというメリットもあると思います。限られた時間ですが、どうか自由にご議論いただいて、実りのあるシンポジウムに

していければと思います。

私からの趣旨説明は以上にしたいと思います。どうもありがとうございます。

(司会) 松尾先生、ありがとうございました。それでは早速ですが、次に個別討論に移りたいと思います。まず名古屋大学大学院法学研究科、柴田正義さん、ファン・チュックさんによる、「ベトナムにおける汚職の実態と法のコモン化の可能性」のプレゼンテーションです。お願いします。

### 個別報告1「ベトナムにおける汚職の実態と法のコモン化の可能性」

#### 柴田正義、ファン・チュック (名古屋大学大学院法学研究科)

(柴田) ありがとうございます。それでは報告を始めさせていただきます。まず初めに、少し自己紹介をさせてください。名古屋大学の法学研究科に在籍しております、柴田正義と申します。専門はロシア法です。門外漢ですが、このテーマに興味がすごくあり、今回報告させていただくことになりました。どうぞよろしくをお願いします。チュックさんも自己紹介をお願いします。

(チュック) 皆さん、こんにちは。私は名古屋大学大学院法学研究科の修士2年生です。チュックと申します。ベトナム、ホーチミン市からまいりました。専門は汚職についてではないですが、労働法です。本日はどうぞよろしくをお願いします。

(柴田) それでは報告を始めさせていただきます。まず、先ほど、松尾先生からコモンとしての法制度ということで、詳しくお話がありました。法の世界を見てみますと、やはりthe rule of lawの世界と、the rule by lawの世界が混在しているところに気付くと思います。

これにはさまざまな切り分け方というか、切り込み方があると思うのですが、見方を変えてみますと、松尾先生のおっしゃる、みんなのものであって、誰の専有でもない法の領域と、特定の人々に対して有利な形で作られており、個人的利益の獲得や防衛のために用いられている法の領域とに分けることができるかと思います。

このシンポジウムの中では、これは勝手に僕らが名付けているだけなのですが、前者をコモンとしての法、後者を非コモンとしての法とに分けました。そして両者を比較しながら議論をし、その中で、法整備支援を前進させる際にわれわれが直面するであろう課題、また現に直面している困難な課題について、少し議論を掘り下げてみようと思っています。

そもそも、「どこかの国の法をコモンなものとするには」という議論をする際には、「その国の法は非コモンである」ということを前提としています。そうであるならば、その国の法がなぜ非コモンな状態であるのか、目を向ける必要があると考えています。そのあたりについて、法的な議論とは若干距離があるかもしれませんが、歴史的、地理的、文化的な背景から考えてみたいというのがわれわれの報告の趣旨です。

コモンとしての法というのが空気みたいなものと松尾先生がおっしゃっていましたが、それは面白くていいとえだと思いました。同様の視点から灌漑農業(かんがいのうぎょう)を中心とする水事業に専制権力、非コモンとしての法制度の淵源を見出している水力社会・水力国家論というものがあります。ここではこの議論を参考にしつつ、非コモンとしての法の世界について見てみたいと思います。

僕が念頭に置いているのは、KARL. A. WITTFORDELという研究者の『オリエンタル・デスポティズム』という本に見られる議論を参考にしています。その中ではベトナムについては直接に触れているわけではありませんが、今回はベトナムの歴史や状況に光を当てつつ議論をしていきたいと

考えています。どうぞよろしく申し上げます。

前置きが少し長くなってしまいました。この報告の中では、まず先ほどの水力国家・水力社会論について触れた上で、果たして現在のベトナムが水力国家の特徴を引き継いでいるかについて、ベトナムの地理や歴史を見ながら考えたいと思います。

結局、ベトナムが水力国家だという結論になるのですが、そのベトナムにおける現在の汚職の実態について検討します。水力国家としての枠組みを前提としておりますので、ベトナムにおける汚職の実態が水力国家における汚職の構造に類似していることを示すつもりです。

最後に、ベトナムにおいて、法のコモン化がいかに難しい課題であるのか、コモン化を実現させる際に、いかなる部分に特に着目する必要があるかについて、みなさんと議論したいと考えています。

それでは、WITTFORGELの議論について大まかにですが、みてみましょう。まず水力国家とはそもそも何なのか。これ自体議論が尽きないものですが、簡単に要約させていただきました。

研究の背景のところは飛ばし、2つ目のところです。まず大前提ですが、水力国家とは農業経済中心の国家のことを指します。ただ単に農業経済中心であれば水力国家といえるかという点、そうでもありません。例えば日本のように地域ごとに小規模な灌漑を伴う農業経済は、WITTFORGELの中では亜周辺と位置付けられており、真に水力国家・水力社会というものではありません。重要なのは、大規模な政府管理の存在です。政府管理の下で治水灌漑事業が組織されていくものを水力社会と呼んでいます。

両者の違いは具体的にどこにあるのでしょうか。亜周辺のほうでは、地方それぞれの土地が肥沃であるとか、山などによって分断されていて、そもそも全面的な組織が困難であるというようなところが特徴です。組織化がそもそも困難であり、また組織の必要もあまりないという点に、亜周辺の地域があります。

一方、水力社会については、土地を耕したり、灌漑を引いたりすることで豊かに使えるようになるということで、若干乾燥気味な地域や、そうした地域をまとめて開拓する必要があるような場合に、WITTFORGELはそうした社会を水力社会であると名付けています。そこでは、「大建造者」と呼ばれる人間によって、さまざまな事業の調整が行われ、規範や指導が生み出されるという点に最大の特徴があります。

そういう世界の中で、そもそも法はどのように生じてくるのかということが次の問題となります。大建造者による労働力や資材に対する管理という側面が発展していきまると、道路ですとか、宮殿ですとか、あるいは宗教的な権力をも掌握して寺院を造るようになります。そうしますと、地域規模を超えた組織的・官僚的な作業が必要となり、そこで一番最初に触れましたthe rule by lawの性質を帯びた「法」が出てきます。

それに加えて、水事業が盛んな地域ですと、当然洪水などの災害が起きる可能性がありますので、防災対策をする上でもやはり組織的な力の必要があります。これらが地場となり、専制的権力が育まれ、しかも内外のチェック機能が発達しないというような状況下で、「法」が徐々に成長することになります。

もう1つ重要だと思われませんが、この「法」的な概念の下では権利概念が発達しないというところがあります。さまざまな説明がなされますが、その1つとして、相続が無限に分割されて所有権概念が発達しない、というのがあります。これは後ほどチュックさんから説明がありますが、特に土地の相続に関して、水力国家では基本的に分割相続が繰り返されてきたという点を指摘することができます。水力国家において土地は生活に必須なものであり、そのため特定の人間に対して限定的に土地



を相続することができないということが原因の一つと考えられています。

一方、ヨーロッパ封建国家では、限嗣相続・長子相続が行われていました。貴族間の争いの中で、その特に長子が全ての土地を相続するというに伴い、その社会の中で土地に対する所有権が発展し、強固なものとなったということが指摘されています。

次に、**the rule by law**のところですが、その「法」を通して、社会は「大建造者」により厳格に管理されていました。この中では、権力者は、強大な権限によって、気に入った女子ですとか、使えそうな頭のいい人材ですとか、そういう人たちを好き勝手に引き抜いていくということが行われます。さらに、宗教的な権威者とも強く結び付き、他の勢力、反対勢力が現れないように事前に抑え込んでいくというようなことも行われています。

しかし、全てが徹底的に管理されているのかというと、実はそういうわけでもありません。「行政収益低減の法則」という小難しい言葉でそれが説明されています。例えば、末端のところまで管理する際に、メリットとコストが見合わないというようなことが指摘されます。その管理のコストを抑えるためにも、末端の人たちがぶつぶつ文句を言っていること等については、統制の対象とせず放っておくというようなことが特徴です。

WITTFORGELは、これを「乞食の民主主義」と名付けているのですが、どうやらこれが住民の不満の逃げ場になっているようで、あらかじめ反対勢力を摘むという機能があると指摘されています。

これまで説明してきた水力国家の中で、どのように汚職の問題が析出するかということですが、それには大きく2つの原因があると思われます。1つが全面的権力による「法」の独占です。これは先ほど触れてきましたように、チェックアンドバランスの機能が全く欠けた、支配するための道具としての「法」というような概念の下でルール作りが行われ、こうした構造が社会のあらゆる領域に浸透していくということです。王と官僚の間だけではなく、高級官僚が下級の吏員に対して支配をする、また下級の吏員が末端の住民たちを支配するというふうに、歪んだ「法」の概念がその社会の「ルール」を形作っていきます。

もう1つが、先述した引き抜きの問題と通ずるところですが、権力者に気に入られることが末端の人たちにとっては唯一の希望だったということで、さまざまな裏口工作が行われていたということです。それに関連し、高級官僚と下級吏員の権限が固定化されている点も、汚職問題の原因の1つであるといわれています。

これまで話してきたことから、水力国家において汚職の構造をどのように描くことができるかということで、簡単な図を作りました。まず、王と呼ばれる権力者が「法」を作る。それは当然「非コモンな法」であり、それによって社会を管理する。その社会の中では高級官僚と下級吏員の間で頻繁に汚職が行われています。さらに、下級の吏員たちと「民」の間でも頻繁に汚職が生じているということです。

この枠組みを念頭に置きつつ、ここから汚職の構造に、切り込んでいきたいと思います。チュックさん、ベトナムのことについて説明をよろしくお願いします。

(チュック) ベトナムは水力国家であるかどうか、柴田さんが定義してくれた要素を地理的関連性と歴史的関連性から検討したいと思います。ベトナムは水田稲作文明のある国です。稲の特徴のために、水田の水路をしっかりと管理しなければいけません。従って、水田稲作の国において、一番大切な要素は治水活動だといえます。

治水活動をうまく行うために、村などの人々が集まって一緒に堤防を作ったり、川をさらったりしなければいけません。そのとき、治水活動のリーダーが必要で、その人は次第に信頼と名声を持

ち、地域の役人になっていきました。封建時代に入ってから、治水活動は全国的問題になり、国王が治水活動の指導者となりました。

ベトナムでは、国王が堤防や道路などの建造と防災・救済活動を管理する権限を全て持ちました。例えば、計画を立てて、地方の役人にお金と兵士を派遣しました。それは専制権力であるといって間違いありません。

またベトナムでは、昔から生活のために、農地が一番必要だといわれ、家族の平和を守るために、分割相続が慣習になりました。この分割相続では、土地に関する所有権の概念があまり発達しませんでした。こうした国王の強大な管理権と権利概念の未発達による疎外は、ベトナムにおける管理の実態をさらに増長させています。こうした管理は王のみならず、官僚や地方の役人によっても見られるものです。

例えば、官僚はその権限により、地主を引き抜きました。そして、地主を通じて、農民を引き抜きました。また官僚、地主双方による反対勢力への弾圧も頻繁にありました。さらに、ベトナムでは各村における「郷約」の存在と、中央から地方まで縦型システムで行政収益通減の法則が形成されたと思えます。

最後ですが、水力国家に見られるものと類似した構造が見られます。まずは法の独占です。国会議員のほとんどは共産党のメンバーです。官僚の判断による「正当な」利益追求と宮廷からの支援、農地獲得のため、昔は農民、今では地主・官僚との関係構築を図らねばなりません。そして高級官僚と下級吏員に対する人事管理権と下級吏員の専門知識や執行権が固定化されており、汚職の生じる構造が増長されています。

これまで見てきたように、ベトナムはその歴史的・地理的特徴、さらには現代の汚職構造についても水力国家論とかなり多くの面で親和的であることが分かります。ただし、南北に長い地理的特徴があるため、ホーチミン市、ハノイを中心とする南北それぞれの地域において、汚職の傾向も若干異なることに留意しておきます。

ベトナム北部は、南部に比べ、資源が豊富でなく、これを統制する必要性が高いため、水力国家としての特徴がより強く反映されています。こうした特徴と汚職のデータが関連しているかどうか、断言できませんが、北部において賄賂が発生する割合は南部の3倍というデータが存在しています。水力国家としての特徴と汚職の発生の関連性をうかがうことができるのではないかと思います。

以上から、ベトナムも概して多くの点で水力国家としての質を備えていることが分かります。それゆえ、ベトナムにおいて生じている汚職の構造や専制権力の構造も先に示した水力国家論に引き付けて説明が可能であると思われまます。

以下では、現代の汚職問題の構造と、コモン化の課題については、大きく2つのケースに分けて検討します。まずはベトナムにおける汚職問題の現状についてです。ベトナムの2019年腐敗認識指数は、2018年より改善されましたが、汚職の問題はいまだ深刻であると評価されています。今年10月まで、公務員の行動規範の違反は、2019年より40%増えました。そして懲戒処分を受けた幹部指導者らと裁判所に受理された事件も増えました。

次は、ベトナムにおける問題の所在です。ベトナムでは懲戒処分を受けたのは主に財政省と建設省の幹部指導者でした。地位と権力を持つ公務員は企業と強くつながっており、違反行為をよく隠匿しているというグループの利益問題があります。

少しおかしいですが、司法機関と汚職防止機関にも汚職行為が存在しています。公的機関に就職するためには、高級公務員との関係を利用すること、または賄賂を支払わないといけないと考える

人は約54%います。

次はベトナムにおける第一番目のケースを紹介したいと思います。ベトナムでは汚職に関する犯罪の処罰が厳しいです。例としては、元ハイテク犯罪防止警察局長は、「収賄罪」と「公務執行中に職務権限を利用する罪」、そして「ネットの利用による財産の奪取罪」、「賭博罪組織罪」を犯して、10年の投獄を科されました。

他の例ですが、元情報通信省大臣は、「収賄罪」と「公務執行中に職務権限を利用する罪」のため、終身刑を受けました。それだけで、皆さんは厳しい刑罰が下されていると思うでしょう。

しかし、ベトナムでは、刑法によると、財産横領罪と収賄罪を犯した場合、死刑を受ける可能性があります。横領犯罪者と収賄犯罪者は、高級官僚として、下級官僚または民間企業に対して権力を濫用し、汚職行為をしました。こうした行為は、国家の権力と管理権の行使を阻害したとして、国家は法律を道具のように使い、厳しい刑罰を科しました。例えば、死刑が科された者についてですが、2019年は11人で、今年10月までで8人です。それは水力国家における非コモン的な法の実態だと思っています。

しかし、ベトナムはグローバルの汚職の処罰を参考にして、2017年の刑法改正により、以下の規定にあるように横領、または収賄した財産の少なくとも4分の3を返還した場合、死刑が免除されます。例としては、先ほどの事例の元情報通信省大臣の件です。それは法のコモン化に向かっているといえます。

しかしながら、この死刑免除の提案については、国民やその代表などからは、反対の意見が多いです。例えば、「死刑の免除は汚職犯罪に対する抑止効果が弱くなる」とか、「これは国家公務員に対する隠匿だ」とか、「他の犯罪者に対する不平等である」などの反対意見があります。私自身も、大学一年生のとき、死刑免除の提案に反対でした。それは法のコモン化への妨害だと思っています。

第二番目のケースは、今年2月、コロナウィルスに対する緊急的な予防措置のために、コロナ検査用PCRシステムの購入にあたって指定入札ができるパッケージができました。この入札パッケージの実施権を持ったのは、ハノイ保健省疾病管理センターです。センターは、A企業を落札者として指定しました。

しかし、落札決定の前に、センターは、A企業が落札すること、システムの価値を23億ドンから70億ドンまで引き上げるといふ談合をしました。その後、センター長は、入札パッケージの価値を評価する権限がある企業と通謀し、最終的に、入札パッケージの価値を95億ドンに決定しました。そしてにせの入札書類なども作りました。

実際、ベトナムは2005年に世界貿易機関（WTO）への参加準備の1つとして、入札法を制定しました。現行法は、2013年入札法です。制定理由は3つあるといわれています。まずは、潜在的な国内外の請負業者を引き付け、公正で透明な競争を確保するためです。また、入札を通じて、国家投資資本のより一層の強化、効果的な使用、無駄の削減であり、それは汚職を予防するためでもあります。適正な入札を確保するために、「入札に関する規定に違反し、重大な被害を起こす罪」という規定も定められました。これは法のコモン化に向けた努力ではないかと思っています。

しかし、緊急の場合や国家主権の保護、投資金が少ない場合などにおいては、入札主体は、落札者を指定できます。実際には、この規定が適当に適用されており、汚職が起きやすい環境になってしまっています。結局、入札の規定の意味がなくなりました。

つまり、法のコモンのために頑張ったのに、出発点に戻っているといえます。それは水力国家における非コモンな法から脱却することの困難さだと思っています。次は柴田さんのまとめ文です。お

願います。

(柴田) ありがとうございます。これまでの議論を図にしてまとめてみました。CASE1は、汚職に対して死刑や終身刑に臨むということですが、これについてはまず非コモンな法というものを広く理解をした上で、**the rule of law**に沿った適正な処罰が「法」によって科されていない、という点に焦点を当てて事例を説明していただきました。

ここでは権力者と企業、下級公務員の間で、法がまさに権力の道具として使われています。そういうものが発覚した際に、国家は非常に厳しい罰でこれに臨むということが言われていました。

これについては、法をコモン化する際に、例えば刑罰と犯罪の軽重が比例していなければいけないというbalancingの概念が欠けている点を指摘することができます。また、国家が過度な厳罰をもって汚職などの罪に臨むという構造自体の背後に、例えば儒教をはじめとする伝統的な価値観などが潜んでいるというところに克服することの難しさがあると感じています。

CASE2からは、CASE1のような世界だけではなく、例えば入札法の制定などを通して、法の支配や平等原則に基づく制度設計に向けた努力もなされているようなところも見取ることができます。

ただ興味深いのが、「緊急性」ということについてチュックさんからお話がありましたが、その緊急性を盾にした「指定権」が権力者に与えられており、企業間の平等に向けた法制度と両立するには談合という手しかないということがベトナムの現状です。

こういう構造を見ますと、確かに**the rule of law**の世界に向けた努力も見られるものの、依然として権力者の道具としての「法」という側面が強く、「コモン化に向けた法」の存在意義が薄くなってしまいうという点を2つ目のケースから指摘できるかと思います。

こうした構造を見ますと、今回、ベトナムを水力国家としてみなして検討してきましたが、ベトナムにおける「非コモンな法」の課題の克服は、単なる法移植では不可能だろうと思われます。やはりコモンとしての法制度というものを機能させるための何らかの装置が必要であるということです。

もう1点、これはありきたりになってしまっていて、ある意味では非常に面白くない結論なのですが、法学教育の重要性を指摘しないわけにはいかないと思います。われわれ法学を勉強する者が、例えば企業の利益を重視して会社法や民法を中心とした整備をするというのは分かるのですが、やはり、公法や基礎法関連の教育の重要性がここで出てくるのではないかと思います。

コモンでない法制度というものが出てくる際に、そこには地理的要素・文化的要素がかなりの程度反映されています。そういう社会に、コモンとしての法というものを根付かせるためには、人々の意識改革がどうしても必要になってくるということ、改めて強く感じさせられました。

教育をしていけばいいのかということなのですが、さらにもう一步踏み込んで、研究の成果を、特に学生や、研究者を中心に積極的に発信していく必要もあると感じています。これは蛇足ですが、僕が専門とするロシアでは、若手も含め、積極的に研究成果を公表していく傾向があります。そういう中で、成果を取捨選択しつつ学問が発展していくという面を、肌で感じています。同様なことが、今後ベトナムのみならず、様々な社会の中で浸透していくとよいのではないかと考えています。上からの改革では法はコモンとはならないということ、準備をしながら改めて痛感いたしました。

つたないまとめになってしまっていて、また時間をオーバーしてしまい、大変申し訳ございません。報告は以上です。ありがとうございました。

(司会) 柴田さん、ファン・チュックさん、ありがとうございました。質問がある方は、挙手をお願いいたします。チャットボックスでも受け付けています。早速質問を森永先生がチャットボックスで

していただいているので、もう一度この場で質問をしていただいでよろしいですか。

(森永) すみません。法務省の森永です。2つほど、お時間がないようでしたら、しかとさせていただきます。1つは非常に面白いと思ったのは、チュックさんが今、ホーチミンよりハノイのほうが収賄が少ないというようなデータが出ていますとおっしゃっていました。私の認識では、昔の南ベトナム政権というはもう賄賂だらけで、非常によくなくったという話を聞いています。要するにゴ・ディン・ジエムの政権ですが、そのときにはとにかく南のほうが北よりはるかに汚職の度合いがひどいという話を聞いたことがあります。

それから2002年のナムカム事件はホーチミンが舞台になっているはずで、ベトナム最大の疑獄事件だといわれていますが、あらゆる汚職形態が一举に出てきた事件だったと思います。これも南でした。こういったものの反省といえますか、反動の可能性というのはあるのでしょうか。つまり南はそういう経験をしたので気を付けているということがあるのかなという気がします。ですから水社会に結び付けられるのかどうかというのは、私としては、南と北でそれほど社会が違うのかというところに若干の疑問があるので、もし何か教えていただければと思いました。

それからもう1つは、柴田さんへのご質問です。汚職という形で、どうもひとくりにされているような気もするのですが、世界中、汚職というのは同じものを汚職といっているという前提での立論なのか、ここを伺いたいです。

例えばベトナムと日本との間でも、皆さんが汚職というイメージするものが随分違っています。日本は大抵、贈収賄をイメージしますが、間違いだったらチュックさんに訂正していただきたいのですが、ベトナムの汚職というのは、もちろん贈収賄も汚職なのですが、公金横領とか、巨大な国家財産侵奪罪はるかに多いですね。立件されて、死刑になっているのも、賄賂というよりは、国の財産を侵奪したという、私のものにすると、その金額がものすごく大きいので死刑になるというパターンが多かったようにも思います。

そういった汚職というのは各地域、あるいは世界の各地域で少しずつ性質の違う感じがするのですが、そういった性質の違いというのは柴田さんの立論には影響を与えないという理解でよろしいのですか。その2点をお願いします。

(チュック) 先にお答えします。森永先生、質問をありがとうございました。まずは、先生はナムカム事件も知っていて、すごいなと思いました。統一前でも、南ベトナムでは汚職はひどかったということはないと思っています。文化的・歴史的事情により、北部のほうが上下の関係を尊重することが強く、昔から北部のほうが汚職の問題がひどいという記事があります。私もそうだと思っています。

ナムカム事件についてですが、舞台はホーチミン市です。ナムカムはホーチミン市に住んでいますが、ナムカムはやくざとして全国的に活動していました。そのとき、汚職罪を犯したのは、ハノイの公安省や財政省の大臣などです。ナムカム事件について、汚職の問題は南部で発生したか、北部で発生したか、少し判断が難しいと思います。

ベトナムで重大な汚職事件はPM18 という事件と、ズオン・チー・ズンによる汚職事件だと実はいわれています。ナムカムはやくざに関する事件ですから、それが最大の汚職事件だとは私は思っていません。すみません。

南と北での社会、水の社会についてですが、地勢が異なる理由は、まずは南部地域は、若いです。ベトナムの南部の領地が正式にベトナムに属するのは、1845年でした。そのため、儒教による文化的

影響は、歴史的にもあまり受けていません。南部で天災が少なく、洪水が毎年固定の期間に起こり、メコン川の水産物を大量にもたらしました。そのため、例えば北部の人は、洪水にあまり期待しませんが、南部の人は洪水に来てほしいと思っています。

1900年ぐらいから、ベトナムの政治機関が置いているのはハノイです。南部にとってそれは少し遠いという感じです。多分、逆に地理的に遠いため、汚職を起こしやすいという意見もありますが、水の社会については、地理的と歴史的な影響が異なります。以上です。よろしいですか。

(柴田) ありがとうございます。僕からも簡潔にお答えさせていただきます。まず汚職を同じものとして捉えているのかということですが、報告の準備中に同様の議論が上がりました。僕自身はやはり日本での汚職の性質と他の国での汚職の性質は違うものであるという認識に立っています。

その上で、もう一度画面を共有させていただきたいのですが、この図に示したところで、どちらも汚職というか、コモンかコモンでないかという視点からは、かなり西洋の世界とは違う世界だと思っています。

例えば贈収賄などでいいますと、こちらの汚職になります。一方、公有財産の侵害などに関しまして、汚職というか、汚職ではあるのですが、こちらの部分に該当するのではないかという認識で報告をまとめさせていただきました。

例えば公有財産に関しては、規模が大きいものであれば死刑ということがあると思います。ただそれにしても、果たして死刑が必要なのかという問題や、また国のものを侵害した、国家に対する侵害だということですが、果たしてそこまでの極刑で臨む必要があるのだろうかということ意識しながら書きました。

贈収賄にしましても、この公有財産の侵害などの汚職に関しましても、2種類あるのですが、やはり水力国家における汚職の構造と、またそれに対する国家の対応、また権力者と下の者の構造というのが非常に類似していますので、このようにまとめさせていただいた次第です。

正面からのお答えになっておらず申し訳ございません。以上です。

(森永) どうもありがとうございます。

(柴田) ありがとうございます。

(司会) 他、質問がある方は、ビデオをオンにして、ビデオ内で質問をしていただけるか、チャットボックスでも受け付けています。どうでしょうか。大丈夫ですか。そういたしましたら、柴田さん、ファン・チュックさん、ありがとうございました。

次のプレゼンテーションに移りたいと思います。次は、慶應義塾大学法学部法律学科、赤澤奈々美さん、加藤みなみさん、ライインルエイさんの、「コモンとしての法制度構築を達成するための法整備支援の在り方について—カンボジアを題材に—」のプレゼンテーションをお願いします。

## 個別報告2「コモンとしての法制度の構築を達成するための法整備支援の在り方について —カンボジアを題材に—」

赤澤奈々美、加藤みなみ、ライインルエイ（慶應義塾大学法学部法律学科）

(ライインルエイ) ありがとうございます。では、皆さま、こんにち。それではコモンとしての法制度の構築を達成するための法制度支援の在り方について、カンボジアを題材に紹介させていただきます。プレゼンテーションは20分ほど予定しています。もし、疑問点がありましたら、プレゼン後、気軽にご質問ください。

まず簡単に自己紹介をさせていただきます。私はライインルエイと申します。本日の発表は、私と赤澤奈々美さん、加藤みなみさん、私たち3人で報告させていただくことになります。

まずはじめに、紹介しますと、カンボジアに対する法整備支援は、個人、大学、二国間援助機関、国際機関、NGOなどさまざまな主体により実施されています。カンボジアにおける法整備の主たる目的は、計画経済から、市場経済へ移行していく中で現れたニーズを克服するための基本法を整備することといえます。

ところが、経済的発展を優先するにつれ、都市と地方の経済格差の拡大という、市場経済が持つ副作用が見られるようになってきました。そこで本日の発表は、カンボジアにおける法整備支援の現状と課題について、議論、報告をさせていただきます。

カンボジア経済の概況をまず見ていきます。カンボジアは1991年にカンボジア和平協定を締結し、約20年の内戦状態を終わらせました。1998年に国連代表権を回復し、1999年に10番目のアジアの加盟国となって、国際社会に復帰しました。ご覧のとおり、2011年から現在まで、実質GDPの成長率が7%の経済成長を続けています。

次に、カンボジアの産業経済構造を見ていくと、農林水産業のGDP構成比は2010年の33%から2019年の20%まで低下し、第2次産業の割合が21%から34%まで上昇しました。第2次産業は主に製造業を中心に、外国直接投資による縫製業が成長しています。そしてインフラ需要の拡大に伴って、建設業も成長しています。

近年の開発動向では、カンボジア産業開発政策2015年から2025という政策は、カンボジア政府が出しました。それは経済多様化、競争力強化、生産性向上を達成することを目的に、2025年までに、カンボジアの産業を労働集約型から高付加価値化、産業型に変革させていくことです。

具体的な措置目標としては、第2次産業の比率を2015年の27.7%から、2025年までに30%に引き上げることで、2番目は、輸出全体に占める縫製品以外の工業製品の比率を2013年の1%から2025年までに15%に引き上げることなどです。結果から見ると、第2次産業の比率は、2015年の27.7%から2018年には32.6%まで上昇して、すでに目標を達したといえます。

そしてカンボジアの投資制度と優遇措置を見ていきます。カンボジアの改正投資法に基づき、カンボジアには、適格投資プロジェクトQIPに対する優遇措置と、経済特区に対する優遇措置、そして最後に、その他特定の投資分野に対する優遇措置という3つになっています。その内容は、主に法人税免税、輸入関税免税、そして付加価値税免税という形でサポートしてくれます。全体的に見ると、カンボジアは直接投資に関する規制が少なく、投資優遇制度が充実しています。特に外国企業に関しては、土地所有を除き、法人と差別なく扱われています。

カンボジアの投資環境の強みは何があるかという点、安価で豊富な若年労働力が1つのメリットになっています。カンボジアの平均年齢は24歳であり、非常に若い国です。

次に地理的優位性があります。カンボジアはベトナムとタイに挟まれており、投資先としてのポテンシャルが高いといわれています。

次にドル化です。ドル化について、また後で詳しく話しますが、ドル化には、外国資本による直接投資の促進効果があるといわれています。

最後に一般特惠関税制度です。一般特惠関税制度というのは、先進各国が途上国に対して関税を引き下げる制度であり、それは開発途上国の輸出の増大に寄与します。しかし、経済発展上の課題として、いくつかの問題があります。まず、カンボジアはインフラ整備について、まだ不足で、2019年発電量の内訳を見ると、ベトナム、タイ、ラオスからの輸入電力が25.2%となっていて、まだ電力供

給が不安定であって、輸入に依存しています。

そして貿易赤字が長年続いています。2019年における輸出額は145億3,000万ドルとなって、それに対して輸入額は221億9,000ドルとなりました。その背景には不動産開発のための建設資材や、国内需要拡大に伴う消費財の輸入の増加があります。この貿易赤字は各ドナーからの出資で補填されていますが、今後マイナスに転じる恐れがあると思われます。

最後はEUによる経済制裁です。その影響額はカンボジアのEUへの輸出総額の約2割の10億ユーロと予測されます。その原因はカンボジアの深刻な人権侵害にあります。

以上をまとめると、カンボジアは1970年代からの内戦を経て、1991年にパリ和平協定を締結して、国際社会による支援を受けてきました。開放的な投資制度であるゆえに、東南アジアにおいて、最も投資家に友好的、最も参入しやすい国だといわれています。しかし、縫製業といった労働集約型工業に偏った産業構造や、外資への依存度の高さ、インフラ整備の遅れなども懸念されています。そして最近では賃金上昇の傾向も見られるようになってきて、どのように新たなインセンティブを創出し、投資者を引き付けるかは今後の課題になります。以上が投資制度についてでした。

(赤澤) 次に金融制度についてお話しします。まず、現状についてです。世界銀行が公表した2019年ビジネス環境ランキングにおいて、カンボジアの資金調達環境は25位と好順位である一方、総合順位は144位となっています。このことから他の項目とのギャップが非常に大きいことが分かります。

また、経済成長をけん引する主役は、投資よりも、むしろ個人消費にあることを示唆する指摘がある一方、カンボジアでは、全人口約1,600万人に対し、約240万人がマイクロファイナンス機関からの貸し出しを受けています。このことからマイクロファイナンス機関によって貸し出しを受けた消費者が個人消費を行い、それによって経済発展が支えられている側面があるということが分かります。以上の2つから、金融市場が非常に発展しており、国民生活との密接な関わりがあるということが分かります。

これからはカンボジアの特徴について、ドル化と銀行とマイクロファイナンスという観点から説明をしていきたいと思えます。ドル化について、カンボジアではドル化が非常に進展していて、2017年末時点の銀行預金に占めるドルの割合は94%、銀行貸し出しに占めるドル建ての割合は98%となっています。

ドル化のメリットとしては、物価の安定、また海外からの直接投資の拡大が挙げられます。デメリットとして、独自の金融政策を実施することができない、また本来持つべき最後の貸し手機能を発揮できないということがあります。

現在、カンボジア政府は、緩やかな脱ドル化を進めていますが、急速な脱ドル化は経済の混乱をもたらすため、外資系企業や国際機関などの理解、協力を得ることが必須であり、その下での漸進的な実施が求められると考えます。

次に銀行についてです。2018年報告時点で、カンボジア国立銀行が56行の銀行、81社のマイクロファイナンス機関、273社のクレジットオペレーター等を監督しています。これに対して、IMFは、同じ経済水準、人口規模の発展途上国よりも過剰であると指摘しています。また、銀行の貸し出し先の業種に偏りが見られます。製造業や貿易業向けの伸びが縮小傾向にある一方、建設不動産産業向けの伸びが拡大しています。このことにより、今後の経済成長の基盤や、外資の獲得が不可欠な製造業、貿易業への資金投与が減少していると見られています。

次にマイクロファイナンスについてお話しします。カンボジアのマイクロファイナンスは、日本における消費者金融と農業協同組合などの共同組織金融機関としての側面を合わせ持っています。



特徴として、全マイクロファイナンス機関の資本に占める外国資本の割合は75.6%、自己資本は24.4%となっています。背景には外国資本100%で設立が可能であることと、経済がドル化していることがあります。

マイクロファイナンスのメリットとしては金融包括の促進に貢献しています。具体的には貸し出し分野を見ると、家庭用品と農業分野が約60%を占めています。家庭用品には携帯電話が含まれており、携帯電話が広く普及しているカンボジアでは、携帯電話を購入するために、マイクロファイナンス機関から借り入れを受けるケースが目立ち、農業分野においては、生産性向上のため、高額な精米機や農機具を購入する場合があります。

デメリットとしては、借り入れが状態化すると貧困から抜け出すことが難しいことや、貸し出しについては有担保が一般的であるということが挙げられます。詳細は次の章で述べさせていただきます。これに対して、カンボジア政府は、近年、金利の上限を18%に徹底するなど、規制を強めています。

最後に小括です。ドル化や緩い外資規制は、長期的に見れば、外資への依存度を高めることになり、あらゆる面でカンボジア政府が取ることのできる選択肢を狭めることに加え、地場産業の成長を妨げます。

結論として、物を豊かにできる分野に適切に金が流れ、国民に還元されるような金融制度の構築を目指すべきだと考えました。以上です。

(加藤) 続いて、私のほうから、カンボジアの土地制度について、お話しさせていただきます。カンボジアの土地配分状況は、土地制度が整備された後もなお、土地の72%が土地所有者全体の12%の所有者により所有されており、深刻な偏りが生じています。このことから、現在の土地制度は、コモンとしての法制度とはいえないのではないかという問題提起の元、検証いたしました。

まず内戦時代以降から、現在までの土地制度の変遷を確認したいと思います。1975年にポル・ポト政権の樹立で、国民の私的所有が土地のみならず、ほぼ全面的に否定され、多くの土地紛争が引き起こされました。

1989年には、憲法改正が行われ、土地および使用についての政策実施に関する指導第3にて、2,000平米未満の住宅地の所有権と5ヘクタール未満の農地の専有権が認められました。

1992年には、土地法が制定されます。ここで住居地を対象とした所有権が認められました。ポル・ポト時代以前の権利関係からの断絶も宣言され、法律の制限内の土地所有権を認めつつ、一部では慣習法的な原則を反映した所有権も認められました。

そして2001年には、土地法が改正され、第30条にて、本法律交付前に5年間以上合法的かつ私的に保有できる不動産を、平和的に争いなく保有した者には、正式な所有権を要求する権利が認められました。

このように、土地制度は内戦後から現在にかけて、国際的な支援を受けつつ、整えられてきました。さらに2002年には、LMAPという世界銀行の融資による土地改革プログラムでの支援が始められました。しかし政府は経済的発展のため、民間企業に土地利用権を付与する経済的土地コンセッションの拡大を最優先したため、紛争が問題になっている地域の登記登録が進められず、高い割合の人々の土地所有が認められないままになってしまいました。

次に、第3章でも触れたマイクロファイナンスと土地問題の関連性について、お話しします。2019年の初めには、約240万人のカンボジア人が未払いのマイクロローンで、合計80億ドルを保有しているというデータが出ています。借り手1人当たりの平均マイクロローン債務は、約3,370ドルで世界で

最も高いといわれています。

一方、不良債権率は、たったの1.8%と一見よい兆候のようにも見られます。しかし、この背景には、他の金融機関からの借り入れや土地売却といった収入以外の方法で、マイクロファイナンス機関へ返済する人々が存在することをカンボジア人権推進・防衛連盟のリカードが指摘しています。

このような事態は、カンボジアのマイクロファイナンスの制度の2つの特徴が生じさせているのではないかと考えました。1つ目は金利が高いことです。これには中銀による金利上限設定で解消が図られましたが、従来、20%から30%程度に設定されていた金利が、18%と設定され、負担を軽減するという政策が取られたのですが、借り入れコストは減少したものの、借り手に請求される手数料が大幅に増加してしまう結果になりました。

2つ目は、土地所有権を担保に設定していることです。農産物の不作といった事情で、返済不可能になってしまった農家が、土地売却をせざるを得なくなったというケースが見られており、そのような人々が今後増えることも懸念されています。

これらのことから、カンボジアのマイクロファイナンス機関が経済の発展に貢献している一方、本来の目的である貧困層への小口の融資を拡大して、彼らの経済的自立を支えるということからは離れてしまっているのではないかと考えます。

最後に小括として、まず政府による短期的な経済政策の影響で、地方農村部の登記登録の遅れが生じ、国家による国有地の主張や私企業による私有地の主張に対抗することができない不安定な立場にさらされている人々が存在するという点、また本来貧困層向けに小口の融資を提供し、彼らの経済的自立を促すことが目的のマイクロファイナンスが、収奪的な制度になってしまっているという2点が、現在の制度における問題だと感じました。

労働人口の約半分が農業に従事しているカンボジアにおいて、農業の安定は経済の活性に欠かせません。従って、地方農村部の土地保有制度を整えるための支援を強化することが必要なのではないかと結論に至りました。土地制度は以上です。

(赤澤) 最後に、カンボジアに対しての法整備支援が今後どのようにあるべきかについて、簡単に述べさせていただきます。投資制度については、ルールの整備にとどまらず、法運用の強化、法教育の普及まで官民一体で支援すべきです。金融制度については、銀行法分野での支援と民間企業の役割も重要であると考えられます。土地制度については、地方農村部の登記手続きの支援が必要であると考えられます。

最後にカンボジアは急速な経済成長を遂げているものの、改善点も多くあることが明らかになりました。経済成長を維持するには、生産性を高める必要がありますが、それには国民一人一人の労働力が非常に重要であり、労働の質と量を高めるためには、労働へのインセンティブを与えるような制度の構築が不可欠です。

従って、国民のためになる制度の構築こそが国家の発展につながります。現在のカンボジアの制度では、この点がまだ不十分であるため、今後国民のためになる制度の構築への法整備支援を行うことで、カンボジアのさらなる発展に寄与できると考えます。以上で発表を終わりにします。ご清聴をありがとうございました。

(司会) 赤澤さん、加藤さん、ライさん、ありがとうございました。それでは、質問がある方は画面内で挙手をお願いします。チャットボックスでも質問を受け付けています。質問等の際はお名前とご所属を言ってからお願いします。

柴田さん、お願いします。

(柴田) ありがとうございます。1つご質問があります。土地を集団所有化して、それをまた土地法か何かで私有化していくということが言われていたと思います。それで経済が不安定になっているというようなお話も最初のほうにあって、昔の社会主義時代のほうが、実は経済が安定していてよかったのではないかという議論はカンボジアの中であるのでしょうか。

例えばロシアの話で恐縮なのですが、ソ連時代には土地が国の所有だったので、その中で仕事もあったし、一応最低限の生活はできたのだけれども、ソ連が崩壊してから、土地や企業の私有化が一応進められ、仕事も市場経済化がどんどん進み、仕事にあぶれる人たちも多くあられ、結局ソ連時代のほうがよかったという人が一定数います。似たような状況がカンボジアにあるのかどうかということがお聞きしたいことです。

(加藤) ご質問をありがとうございます。私が調べた範囲では、社会主義のころのほうがよかったという議論は見られませんでした。一部の地域では、私的所有権の設定が進んでいて、地方では進んでいないという状況なので、利益を受けられている人と受けられていない人の差が広がってしまっているのではないかと思います。

回答になっているか分からないのですが、大丈夫ですか。

(柴田) ありがとうございます。何となく、状況は分かりました。

(司会) 他に質問がある方はいますか。そしたら赤澤さん、加藤さん、ライさん、ありがとうございます。

次の発表に移りたいと思います。最後は名古屋大学大学院法学研究科のミアン・ピッチダビナーさんとクム・カエマリーさんによる、「カンボジアにおけるコモンとしての法制度—コロナ関係法令を素材して—」のプレゼンテーションです。お願いします。

### 個別報告3 「カンボジアにおけるコモンとしての法制度—コロナ関係法令を素材として—」

ミアン・ピッチダビナー、クム・カエマリー（名古屋大学大学院法学研究科）

(ビナー) 皆さん、こんにちは。名古屋大学法学研究科博士後期課程3年のミアン・ピッチダビナーと申します。カンボジアからまいりました。どうぞよろしく申し上げます。

(クム) こんにちは、同じく名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程1年生のクム・カエマリーと申します。本日の報告の内容です。「カンボジアにおけるコモンとしての法制度—コロナ関係法令を素材として—」を報告していきたいと思います。ちなみにスライドに映っている報告のタイトルなのですが、昨日、松尾先生に送っていただいたチラシと少し異なりますが、内容は変わらないので、ご安心ください。タイトルを短くしたほうがいと先生からコメントをいただいたので、問題点を絞り、短く直してみました。

では、本日の報告は何を主にして報告するのか、その報告の内容を簡単に説明いたします。法はコモンであるということは誰でも知っており、当然のように思われています。ただし、カンボジアの場合は必ずしもそうとはいえず、法はコモンではないという問題が常に指摘されています。

この問題を論じる際に典型的な例として挙げられるのは汚職の問題です。しかし汚職問題はその一面に過ぎません。すなわち汚職問題は、法の問題がコモンであることを前提にし、その法の適用過程における問題です。

そもそも、法そのものがコモン＝共有物といえるようにするためには、何よりもまず法の内容がコモンのでなければならず、その法の内容がコモンのになるためには、法はどのように作られるべきなのかということが、むしろ根本的な問題ではないでしょうか。要するに、法の制定過程の問題です。

国内では、これについて関心が薄かったのか、これまで活発な議論がありませんでした。しかし、コロナ感染症をきっかけに、この問題は表面にクローズアップされ、かつどんどん深刻になっていきます。そこで、本報告はコロナ関連法令を素材として、コモンとしての法制度の概念から法の適用過程における問題のみならず、その法の制定過程における問題をも含めて、検討していきたいと思えます。

まず、カンボジアにおけるコロナ感染状況を簡単に紹介します。その後、コモンとしての法制度は一体何なのかを簡単に説明します。そして、これらを踏まえ、今、カンボジア政府が出している法令にどんな問題があるのかということを確認した上で、最後に、現状の問題に対する改善策を提案したいと思います。では、報告の内容に入ります。ビナー先輩、お願いします。

(ビナー) まず、1番として、カンボジアにおけるコロナの感染状況についてお話しします。(1)感染者総数とコロナ関係法令についてです。2020年12月4日まで、国内の感染者総数は335人でした。そのうち回復者は304人で、現時点で感染している人は31人です。

国内で最初の感染者が出て以降、感染は拡大していきました。それに対応するため、政府は迅速な対応をしました。例えば博物館、カラオケ、クラブ、映画館の閉鎖、コンサートの中止に関する行政通知、宗教的集まりを禁止する行政通知などが徐々に出されました。その他、50人以上の集団での集会を禁止する行政通知や、国内の移動を制限する首相令が見られます。またこのようなコロナ感染症をきっかけに、憲法第22条に基づいて、国家緊急事態法案が成立しました。

(2)カンボジア王国政府の救済対策についてです。カンボジアも他の国と同じく、コロナ感染症の影響により、国内経済は膨大な損害を受けています。例えば、外国からの観光分野に頼っていたシェムリアップ州は経済的に苦しんでいます。その他の分野も大きな影響を受けています。

縫製業は国内の原料が限られているため、先ほど第2報告グループ述べたように、外国から原料を輸入しなくてはなりません。しかし、コロナ感染症により、原料の輸入ができなくなったため、国内の工場は閉鎖せざるを得ない状況になりました。このように経済的に特に苦しんでいた州や、特定の分野に対して、政府は救済対策を設けました。

例えば、シェムリアップ州にあるホテルは、2020年2月から6月までの間、税金が免除されます。縫製業の場合は、各工場が受けた損害に応じて、政府は6カ月から1年間分の税金を免除します。加えて、労働職業訓練省を通じて、縫製分野と観光分野に限り、労働契約が停止され、仕事を失った労働者は、政府から40米ドルと、企業側から30米ドルの支援金を受けることができました。

以上、カンボジアにおけるコロナ感染状況と政府のさまざまな対策を紹介してきました。こうした政府の一連の行動は国内の状況に迅速に対応でき、その点は評価ができます。しかし一方で悪い面もあるため、以下のコモンとしての法制度の観点から、その問題点を明らかにします。

(II)コモンとしての法制度の概念についてです。コモン資源というのは、先ほど松尾先生がおっしゃったように、「誰でもアクセスできるもの」、「誰でも自由に享受できるもの」と定義されます。そして松尾先生は、こうした共有物は、「有体物のみならず、無体物としての法制度もこれに含まれる」と述べています。すなわち、特殊な制度である法もコモン資源であり、皆のもの、誰かが専有するものではないと主張しています。報告グループはこれに賛成します。

しかし法制度という言葉は非常に広い概念であるため、今回の報告は、法制度の一部である法の制定プロセスとその適用を中心に報告を進めたいと考えます。先ほど発表したとおり、法はコモンでないといけません。法がコモン資源として存在できるためには、何よりもまずその法の内容がコモンのでないといけません。

ここでいう「コモンの」というのは、全体利益のため、皆のためのものという意味です。しかしこれだけでは足りません。このような法の内容を、事実的に実現させるための方法も考えなければいけません。これは、法適用の問題であり、要するに法は平等かつ公正に適用されるべきです。しかし、実際に法はある特定の人の利益のために作られたり、適用の程度で不正が生じています。これによって法は、少しずつコモンとしての資源から離れていきます。

(Ⅲ) 法がコモンとして存在できるための担保システムについてです。法は特定の人々に有利な形で作られないよう、法の制定プロセスは大切な役割を果たすと思われまます。例えば、法がある一部の人によって作られ、他の人が知らない場で制定されたとすると、その法は作った人たちのものであり、みんなのものではありません。もちろん、内容も作った人に有利なものに決まります。その場合、法は本来あるべき姿、すなわち自らのコモン資源という性質を失うはずでず。従って、これを確保するための制度設計が要求されます。これは法制定過程における民主的コントロールです。

法律の場合は、法律の制定プロセスにおいて、できる限り利害関係者やNGOなどの参加が望まれます。これによって、法律の熟議を促進することができます。そして議会内の審議過程においては、公開手続きや複数の政党からの参加が必要です。というのも、公開手続きは、国民の知る権利や、政治的意見形成のプロセスに重要であり、多様な意見を国政に反映させることは民主主義の要請であるからです。

少数意見を無視すると、法律は一部の人の利益のためにのみ作られたり、与党多数派の都合のいい内容に制定される傾向があります。カンボジアの議員は、国民の利益を守るよりも、自らの政党の利益をより重視しているといわれているからです。

また、国民が、当該法制度を利用できるようになるためには、法制度について、ある程度の理解が求められます。すなわち法律の内容を広く国民に浸透させて理解してもらう必要があります。

以上で述べたように、法律には、特有の意義があり、簡単に置き換えられるものではありません。法律は多様な意見を反映させ、国民の代表機関である議会によって成立されるからこそ、みんなのものといえます。そして民主的に制定することで、法律の内容も全体利益のためのものに近付くと考えられます。

しかし、法律だけでは全ての問題に対応できないため、場合によっては政府の命令に頼らざるを得ません。法律は委任立法を通じて、ある特定の事項を行政機関に委ねることがあります。その結果、行政機関は、立法を法的根拠とし、命令を発することができますが、この場合、当該命令はその根拠である法律のコモン資源という性質を継承することになります。すなわち、法律の委任を受け、制定された命令は、自らの母である根拠法と同様に、コモン資源性を有するわけです。

逆にいえば、根拠法を有しない行政命令は、そのコモン資源という性質を必ずしも有しているとは限りません。根拠法の目的を達成させるために発される命令は、ある程度その内容のコモン性が確保されます。一方で、根拠法がなく、政府独自の判断で発される命令は、そのコモン性が確保されずとは限りません。

(クム) ビナー先輩、ありがとうございました。コモン資源としての法制度の考え方について、紹介してきました。次は、コモンとしての法制度の概念から見るコロナ関係法令の問題点についてで

す。

まず国家緊急事態法の制定過程における問題点です。先ほど、ビナー先輩に紹介していただいたように、法がコモン資源として存在するためには、その法の制定過程が民主的でないとはいけません。この考え方を踏まえて、以下、国家緊急事態法の制定手続きを見てみましょう。

まず法案の策定プロセスについてです。国家緊急事態法案は、関係者やNGOらの意見を十分聞かずに策定されたといわれています。政府側の話によりますと、国家緊急事態法は人権保障活動を行うNGOらの意思や意見などを反映する必要はないと述べていました。

次は議会での審議手続きです。法案は2020年4月3日に、内閣閣議で可決され、その後、衆議院に送付されました。同年同月10日に、国民議会がこれを審議し、修正を加えずに、全会一致で可決されました。そして17日に元老院が、続けてこれを審議し、国民議会と同様、無修正かつ全会一致で当該法案を可決しました。両院で可決された法案は、20日に憲法院に送付され、違憲審査を受けることになりました。憲法院は1週間後、すなわち27日に当該法律の合憲性を承認しました。国家緊急事態法第12条によりますと、この法律は憲法院による合憲審査を経た後、即日に効力を発すると定めています。

先ほど概括した国家緊急事態法の成立プロセスを見ますと、議会の審議は両院合計2週間、つまり国民議会は1週間、元老院は1週間、そして憲法院も1週間で、当該法案を成立させました。すなわち緊急事態法は、1カ月も使わずに制定されたわけです。加えて、今の議会の議席は一党独占状態であり、国家緊急事態法は、与党の意思のみによって作成され、多様な意見の反映や少数意見を配慮して制定されたものではないといえます。

国家緊急事態法は、行政府に権限を集中させ、国家の統治の在り方、国民の生活・人権保障に重大な影響を与える恐れがあるにもかかわらず、国民の意思を確認せずに、学者、NGO、国民の間でも十分議論できないまま、成立されたため、決して望ましくない法律です。

また当該法律は、公布してすぐに効力を発するために、国民は十分にこの法律を理解することができず、法制度の利用も当然、不自由な面が多いと予想されます。国民は政府の権限濫用により、自らの人権が侵害された場合、その救済法はどうなるのか不明確です。そして、裁判所による権利救済がどれほど期待できるのかも、今後の課題になると思います。以上、国家緊急事態法の制定過程における問題点でした。

次はコロナ関係法令の問題点に入ります。法律は国民のコモン資源です。法律の委任、すなわち法律を根拠にして、その法律の趣旨に照らして制定した命令は、根拠法からコモン資源という性質を継承します。しかし、コロナ感染症関連命令は、全て法律の根拠がないため、結局、その命令の内容はコモンのものではなかったり、適用上の不平等が生じたりします。

具体的な例をいいますと、次のようなことが挙げられます。まずコロナ感染拡大の影響を受けた労働者に対する政府の救済対策についてです。労働職業訓練省が発する通知によりますと、コロナ感染拡大の影響を特に受けた分野は、縫製分野と観光分野であるとししました。その分野の失業者に対しては、ある程度の援助金を給付していました。

しかし他の分野はどうなっているのでしょうか。ニュースによりますと、建築分野、つまり建築労働組合は、政府に対し、仕事を失った労働者に対しても補助金を給付するように請求しました。しかし、政府は合理的な理由を説明することなく、これに応じませんでした。確かに、経済面から考えますと、カンボジアの経済は縫製業分野や観光分野に頼っており、当然その分野で働く労働者が多いと言えます。政府が、この2つの分野を重視し、特に配慮することは分からないわけではありません。

とはいえ、他の分野で働く労働者もコロナ感染症により、生活が困難になっており、これを無視してはいけません。国民は原則として、平等に国からの救済を受けられるのは当然でしょう。労働職業訓練省が合理的な理由を説明せず、また法的な根拠によることなく、縫製分野と観光分野に対してのみ特別に優遇していることは、差別というほかありません。

次はコロナ感染拡大防止対策の1つである2週間の隔離対策についてです。首相がサインをし、発する政府の通達によれば、外国から来た人は14日間、つまり2週間隔離しなければいけないという内容が書かれています。その後、2020年3月16日、保健省は隔離対策について、詳細な規定を定める案内書を作成しました。

この2つの法令には法的な根拠は全く存在しないものの、2週間隔離対策は、これまでこの通達に基づき実施してきました。外国から来た人は、みんな同じく2週間隔離しなければいけないということになっております。

しかしながら、これは外交関係者には適用されません。この間、話題になったのは、ハンガリー外務大臣事件でした。ハンガリー外務大臣は、2020年11月3日にカンボジアを訪問し、彼は隔離措置を受けることなく、同日にカンボジアにおいて様々な儀式に参加しました。その後、バンコクでコロナに感染していたことが判明しました。

このような事件を見ますと、上に取り上げた隔離開連法令は、全ての人に対して平等に適用されることなく、ある特定の人に対して特権を与えていることが分かりました。当該法令が、内容的に平等に制定されたつもりであっても、政府関係者による恣意的な解釈を通じ、適用する過程で差異が生じていることが分かりました。コロナ関連法令の問題点については、このくらいにとどめたいと思います。次は結論に入ります。ビナー先輩、お願いします。

(ビナー) 結論として、本来、法制度はコモンでないといけません。法制度がコモンとして存在し得るには、これを支えるための制度設計が必要となります。具体的には、法の内容が「皆のため＝コモンの」であるためには、制定手続きにおける民主的正当性が要求されます。しかし内容がコモンのであっても、当該法制度の適用過程において不正が生じる場合は、全て無意味になります。従って、法の適用過程における公平性を強化する必要があります。

カンボジアの場合は、前者と後者が両方問題となっています。そのため、コモンとしての法制度を構築するために、国内の民主主義の改善、法教育の充実化と行政や裁判所などにおける腐敗問題の解消が急務となります。これに関して、皆さんと議論していきたいと考えます。以上が発表です。ご清聴をありがとうございました。

(司会) ビナーさん、クムさん、ありがとうございました。ご質問がある方は、画面内で挙手をお願いいたします。チャットボックスでも受け付けております。質問等の際は、お名前とご所属を言ってからお願いします。矢尾板さん、お願いいたします。

(矢尾板) 法務省の矢尾板です。今日は、発表をありがとうございました。制定過程の問題、その適用過程の問題であるということ、非常に分かりやすい発表をありがとうございました。

1点、私のほうで少し質問をさせていただきかけたのが、コロナの関連法令として緊急事態法を今回取り上げていただいたと思います。かなり短期間で法律が制定されているということで、十分な過程を踏んでいないというのはおっしゃるとおりかなと思います。他方でやはりこのコロナということは、世界的にも未曾有(みぞう)の自体で、本当に緊急に対応しなければいけないということ

もあったと思います。どういうふうに対処しなければいけないのかという明確なことが分からないまま、何とか対処しなければいけません。日本でも正直、その対応をどうするかということで、いろいろ混乱もあったのではないかと思います。十分な議論、例えば関係者などの意見を聞きながらやるということは、なかなか難しく、他方でその対応を急がなければいけないという問題があると思うため、難しいなというところがあると思います。

要するに、法律の制定は、急いでやらなければいけません。その法律を制定した上で、やはり少し問題が生じてしまったというときに、きちんとその救済手段が取られているかということを含めて、そのコモンということがいえるかどうかという議論もあり得るのかなと思ったところです。その点に関して、少しお二人なりを伺えれば思いました。

(クム) すみません。最後の部分をもう一度、お願いできますか。

(矢尾板) ごめんなさい。法律自体をもちろん時間をかけて丁寧に作るという観点も大事だと思うのですが、今回のように緊急の必要性がどうしてもある場合には、なかなかそういう十分な手続きを取ることができません。とにかく緊急に法律を制定し、その後、問題が起こったときのその救済手段、例えば何か問題があったときに裁判所にきちんと訴えられるかどうかみたいなことも含めて、それを含めてのコモンになっているかどうかという考え方もあり得るのかなと、お話を伺っていて思ったので、少しお二人のお考えを伺えればと思いました。

(クム) 分かりました。ありがとうございます。まず、緊急事態法を制定したにもかかわらず、カンボジアは、まだ国家緊急事態宣言していません。つまり、緊急事態法が制定される前に、すでにいろいろな命令が出されており、しかもそれらの命令には全く法的根拠がありませんでした。

つまり政府は、法的根拠はありませんが、ある程度の権限を持っております。要請という形式や、通知、独立命令などを出して、ある程度感染状況を押さえたと思います。その後、国家緊急事態法が作られたのですが、制定後、再びコロナ感染が急増し、クラスター感染も生じていて、事態はどんどん悪くなりました。ですが、国家緊急事態法は今になっても1回も使われたことがありません。つまり制定されたとはいっても、全然意味がなく、さらにひどい状態になった場合使うかもしれないのですが、今まで1回も使ったことがないため、なぜ作ったのかという意味が分からなくなっています。

そして、その国家緊急事態法の中には、権利が侵害された場合、どのような救済方法があるのかという規定が全くありません。ただ、私が覚えている限りでは、おそらく何カ条からだけで、法律は構成されており、救済対策などは一切規定していません。ですから、いかなる法的根拠に基づき、裁判による救済を求めることができるのか分かりません。法律は、違反行為に対する罰則は規定しているにもかかわらず、それに対する救済手段や救済方法を全く規定していないため、一体何なのかということがすごく気になっています。

権利が侵害された場合、救済を求めようと思ってもできません。このようなひどい法律の場合は、批判しなくてはいけないと思っており、取り上げて批判することになりました。

(ビナー) 補足ですが、私の意見は、カエマリーさんとあまり異なっていません。一番私たちが気になるのは、緊急事態法の施行により、人権の制限が避けられないということです。場合によって、制限されるのは許せますが、全部の人権を制限するのはあまりよくないと考えています。

そして今のコロナの感染拡大の状況では、この緊急事態法が成立するのは適切ではない時期だったと考えています。つまりその法律の内容の中には、宣言する主体としては、首相の要請があって、国会が緊急事態を宣言します。その緊急事態を解除するにも首相からの要求がある場合、その緊急事態を国会が解除します。緊急事態の開始と終了の全ての権力が首相に集中してしまうので、法の



支配の概念から考えた場合、あまりよくない法律だと考えています。以上です。

(矢尾板) 大変よく分かりました。お二人ともありがとうございました。

(司会) 他に質問がある方はいますか。そうしましたら、今から20分間ですので、3時40分まで休憩とさせていただきます。

(司会) それでは、15時40分になりましたので全体討論に入りたいと思います。

討論会のやり方としては、松尾先生にモデレーターとして討論の論点整理をしていただきつつ、参加者の質問や松尾研究会のゼミ員による問題提起に対して答えられる方が答えていくという自由な討論形式で行います。今回は学生主体となっているため、学生の皆さんに積極的に発言をしていただければと思います。発言の際には画面内で挙手をしてください。また、チャットでもご意見・ご質問は受け付けています。指名された方は、氏名・ご所属を述べた上で発言をお願いします。

では、松尾先生にバトンタッチします。

## 全体討論

モデレーター： 松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

慶應義塾大学法学部法律学科松尾研究会ゼミ生

(松尾先生) 報告者の皆さん、どうもありがとうございました。それから、今日参加してくださった皆さん、今日は土曜の午後にもかかわらず、全体討論にも参加していただいております。短い休憩時間でしたけれども、少し休めたでしょうか。まだ少しお茶が残っている人もいると思うので、ぜひ手元にお茶やコーヒーを置きながら、時々飲んだりしながら気楽に討論に参加していただくこと、お互いに無礼講を進めることをご了解いただければと思います。

今日はいろいろな方が参加して下さっていて、今参加者のリストを見ると、高校生から、大学生から、社会人から、法律事務所に勤めている方や会社に勤めている方、公務員の方を含めてたくさんの方が参加して下さっています。学生主体ではありますが、われわれを含めて社会人も自由に参加可能ということで行きたいと思います。

高校生が今日は一番ヤングゲストかと思ったら、先ほど矢尾板さんのところの娘さんが映っていたので、はるかに記録的なヤングゲストという感じもして非常にうれしく思っていますけれども、少しリラックスしてやりたいと思います。参加していただいております。

今日プレゼンをしていただいて、少し振り返ってみると、最初の柴田さんとチュックさんのプレゼンは、ベトナム社会の汚職の問題の背景にある社会構造を歴史的にも振り返ってもらいました。汚職といってもいろいろな形態も原因もあるだろうということで、森永さんの指摘にもあったように、一言で「汚職」といってもいろいろな形態があるので、恐らくその社会背景はさまざまではないかと思います。そういうことについてどこまで深掘りできるのかということで、ウィットフォーゲルの水力国家論を一つの道具として使ってその社会構造に切り込んでもらったという、非常に興味深いプレゼンであったと思います。

今日最初にも言ったように、法をコモンなものと考えていく前提として、もし現在コモンではないとすると、そこには何か理由があるはずで、やはり理由や実際を知らないことには、われわれはどう対処していくかということを考えるのはなかなか難しいですね。だから、そこを知るという一つの視点を切り開いてくださったプレゼンだと思いました。これはこれからさらに議論が深められ

るべき問題ですけれども、興味を持ってくださった方が多いと思います。あるいは、「ちょっと難しいぞ」と受け取った方もいるかもしれないのですけれども、プレゼンについても質問があったら、ぜひいただきたいと思います。

それから、2番目の加藤さん、赤澤さん、それからライさんのプレゼンは、カンボジアの法整備支援を契機にして、その法整備支援の中身、その背景にあるカンボジア政府の経済政策等が法整備支援にも反映しているのではないかということで、投資制度、金融制度、土地制度を一つの視点に据えて、一種のポーリング調査、そこでカンボジアの経済政策あるいは社会背景というものが法整備支援にどういうふうに反映しているのか、そして現在どういう課題に直面しているかという問題提起だったと思います。これについても難しいと感じられた方もいるかもしれませんが、その場合には質問コメントをまたいただければと思います。

3番目のビナーさんとクムさんのあのプレゼンは、まさに今われわれが直面している最も重要で緊急の問題としてのコロナ感染の問題に対する対処方法として、カンボジアの国家緊急事態法の制定とその法律の制定はあったのですけれども、実際には行政命令でさまざまな対応がされているということで、非常に迅速な対応をされていて、感染者数のコントロールは非常にうまくいっているのではないかと見えることを前提にしつつも、その対策、特に経済活動を規制したことによる財産的不利益に対する補償の仕方について、必ずしも平等ではないのではないかと非常に興味深い問題提起がありました。

まさにコロナ対策という非常に迅速性を要する問題である一方で、平等や権利の保障との両立をいかに図るかということが非常に難しい問題なので、やはり法制度をコモンなものにしていくという題材として非常に興味深いものだと思います。

ということで、少しプレゼンを振り返りつつ、皆さんが疑問に感じた点、あるいは問題提起をしてさらに深めたいと感じた点を思い起こしていただければと思います。恐らくプレゼン自体も今後さらに研究を深めていくものだと思うので、皆さんの質問やコメントをもらって、さらに今後展開し、必要があれば、次回以降のシンポジウムでも取り上げて、ということにしたいと思います。

早速、討論の内容に入っていきたいと思いますが、どうしますか。どの問題から取り上げていくのがいいでしょうか。具体的な、われわれが直面している問題からのほうが入りやすいかもしれないので、コロナ問題について少し考えてみましょうか。

このコロナの問題はますます深刻化していて、日本でも非常に「これ、どうなっちゃうんだ」という感じですね。毎日感染者数を見ては一喜一憂している感じですが、これはどういう対応をするのが一番いいのでしょうか。あるいは、いろいろな国がいろいろな対応をしていますけれども、皆さんから見て、どの国が感染の問題に対して一番的確・効果的に対応しつつ、しかし人々の、市民の権利保障や平等をバランスさせながら、感染の拡大防止と経済活動をバランスさせながら平等や権利保障を考えていっているのか、どういう国がうまくいっているのか、いっていないのか、さまざまな感想を持っていると思うのです。そのあたりからお話を伺いたいと思います。

今日いろいろなところから参加してくださっていて、オンラインシンポのメリットだと思うのですが、今日外国からも参加してくれている方がいます。プレゼンもしてくれたのですが、ライさん、台湾から参加してくれていると思うのですが、台湾ではコロナ対策が非常にうまくいっているのではないかと報道があって、感染者の数も非常に少ないし、だけど、市民の権利との調整を図ることに非常に工夫しているという話も聞いたのですが、台湾ではどんな状況かということをお話してもらっていいですか。

(ライ) はい。ありがとうございます。今、国内感染者は0です。

(松尾先生) 0なのですね。すごいですね。

(ライ) はい。現段階では、です。国外から帰ってきた人の中に感染者はいますが、基本的に収まっている状態です。政府がどういう措置をとったかという、台湾には「2ちゃんねる」のような掲示板で「PTT」という掲示板があります。去年の12月からその掲示板で、中国がコロナで非常に深刻な問題があるという記事が既に載せられていて、その時点で、ほかの国に比べて早い段階で感染症対策というのが立てられたからではないかと思っています。

具体的には、台湾人の商人で、中国の工場や中国で働いている人が非常に多いです。これらの人の航空便を対象に、その人たちの検疫を実施しました。携帯電話の電波によって帰国者の位置を把握すること、具体的に言うと、「この感染者は何時何分の時点でこういう場所にいたので、もし近くにいる人がいれば、自宅で隔離してください」という措置を結構やっていました。

冬に入るとさらにひどくなっていくことが予想されるので、これからの対策は厳しくなると思います。基本的にマスクを着けて、帰国者は必ず14日間自宅で隔離することを徹底しています。

(松尾先生) ありがとうございます。われわれが日本にいて思うのは情報の不足ですよ。どういふところに危険があつて、どこまでは大丈夫なのかということがよく分からないですよ。例えば、電車に乗って結構人がたくさんいるのですけれども、満員電車に乗ったら危ないのかどうなのかなどは分からなくて、やはり情報が欲しいなと思います。

今ライさんが言ったのは、携帯電話を使った位置情報で感染者の情報をみんなが共有するということですよ。

(ライ) はい。

(松尾先生) どこに危険があるのかということについては、みんなに危険情報が提供されるということだと思うのですけれども、監視されている人の人権というか、プライバシーというか、そういうものとみんなの安全というのはどうやって両立されているのですか。

先ほどカンボジアのビナーさんとクムさんの報告で、行政命令による迅速な対応はいいのだけれども、その権利保障ということで問題なのではないか、という問題提起もありました。これは台湾では何か工夫されているのですか。

(ライ) 詳しい名前は述べていないのですけれども、名字と年齢と家の位置を一応公開しています。プライベートや人権を重視するより安全の面を優先してしまったと思います。

(松尾先生) それは、台湾で根拠になる法律というのが作られたのですか。

(ライ) そうです。SARSの経験を踏まえてです。

(松尾先生) 特別の法律ができたのですか。それともSARSのときに何か法律ができて、それを適用したのですか。

(ライ) こういう感染症に対応する機関は一応ありますけれども、それによっていろいろな法規やルールを作ってきたと思います。

(松尾先生) なるほど。どういう法的な根拠があつたかというのは、きっとビナーさんやクムさんも興味があると思うし、われわれもみんなそういうところが知りたいと思っています、つまり、市民が納得して、「じゃあ、みんなで協力しようか」という姿勢というか雰囲気が出てくると、すごく実効性も上がるのではないかと思うのです。だから、みんなが多少プライバシーを制限されても、「でも安全のために」ということがみんなで共有されているというのは大事なことかなと思うので、それについて、またさらに研究する余地はあるかもしれませんね。ありがとうございました。

(ライ) すみません。今調べましたけれども、コロナ対策特別法というのがあって、今年、立法院で急ぎよ可決成立した法律だそうです。

(松尾先生) なるほど。それに基づいてこれをやっているわけですね。

(ライ) はい。

(松尾先生) ありがとうございます。

(ライ) ありがとうございます。

(松尾先生) このコロナ関係の問題について何か質問・コメントがある人はいますか。

(柴田) すみません、いいですか。

(松尾先生) 柴田さん、お願いします。

(柴田) 本当にしょうもない質問かもしれないのですが、コロナの影響下で位置情報が集約されて、それがプライバシーの問題になるというのは日本国内では結構聞く議論ですが、海外ではどれくらいの方がそれで困っているのか、ということを感じたことがあります。

例えば日本だと、変に正義感の強い人たちと言うとちょっと語弊があるかもしれないですけども、家の壁に誹謗(ひぼう)中傷を書くなどがあるので、それこそ位置情報などの問題というのはすごくセンシティブで誇大視されがちな気がするのですが、海外だとまた少し状況が違うのかなという気がしています。「これは重大な問題だよ」というような意見を持っておられる方がいましたら、お伺いしたいです。

僕自身は、確かに人権侵害の芽にはなるかもしれないですけども、それでCOVID19がどれくらい広がっているか分かるのであれば、ありとえばあるのかなという漠然とした印象を持っています。ありがとうございます。

(松尾先生) ありがとうございます。どうでしょう。今日はいろいろな国から来ているので、ベトナムや、あるいは日本でも地方によっては違うかもしれないけれども、チュックさん、何かコメントをもらえますか。お願いします。

(チュック) はい。柴田さんと同じような考え方を持っているベトナム人は多いです。ベトナムでは感染者の情報を教えてほしいという声が高く、プライバシー権を侵害しますが、仕方がないと思っている人が多い気がします。みんな「隣の人が感染者であるかどうか、ちょっと怖いですよ」という感じです。

最近では、最高人民裁判所からの判定がありました。隔離時期中にルールを守らない場合、重大な刑罰、例えばほかの人にコロナを感染させた場合、12年までの投獄を受ける可能性があります。

(松尾先生) 12年までですか。

(チュック) はい。最高12年の投獄という刑罰を受ける可能性があります。

(松尾先生) 刑罰ですね。

(チュック) そうです。

(松尾先生) ありがとうございます。

(チュック) ちょっと厳しいです。

(松尾先生) 厳しいですね。ありがとうございます。他にどうでしょう。

例えば、日本でも地方によっては、場所によって感染者に対する見方というのは違うと思います。聞いてびっくりしてしまったのは、ある田舎町でごく初期に感染者が出たのです。その人は、離れた場所で行われたプロレスの興行を見に行き、それでかかってしまったということが判明したのです。そのことが分かったら、近所からすごく誹謗中傷があって、結局引っ越してしまったそうなので

す。そういうショッキングな事件もあつたりして、感染者に対する反応というのはすごくさまざまだと、今日話を聞いていても思いました。

どうでしょう。日本の中でも、あるいは、今日はカンボジアやそのほかの国からも来てもらっていますけれども、この問題への対応について何かコメントはありますか。穂積さん、お願いします。

(穂積) 2つあって、まず1つは、私の兄の知り合いがゴールデンウィークに田舎に帰ったときに、そこで感染してしまったというので石を家に投げ込まれたりしたそうです。

(松尾先生) それは日本の話ですか。

(穂積) 日本です。というのがあって、自分から遠い話だと、プライバシーなどと言ってられないと思うかもしれないけれども、当事者になるとそこは難しくなってくるのかと思っています。

実際、私はアメリカにこの間までいたのですが、そのときに、歩いて15分くらいのところでアジア人がすごく差別されました。外見がアジアなので、外へ出るだけで怒号を浴びせられたり、いろいろ投げられたりという事件が起きて、そこは怖かったです。今はどうか分からないですけれども、アメリカでもコロナが出始めたころは感染者というのでアジア人がひとくりにされて差別的に扱われたというのがあったので、そこはアメリカでもやはりあるのかなと思いました。

(松尾先生) どうもありがとうございます。それは日本特有ということではなさそうですね。でも、そういうふうに見ると、台湾は迅速に早い段階で対応したというだけではなくて、そういう情報について、「かかってしまったらしょうがないじゃないか。だから、みんなで危険を、リスクをどういうふうに分散したらいいかということについて何とか工夫して協力してやろうよ」という雰囲気をつくるのがうまくいったなという感じがするのです。

ライさん、追加で、そういうことについて感染者の名前や位置情報などが共有されたからといって、まさか石を投げるという感じではなかったと思うのです。台湾ではなぜそこがうまくいったのですか。

(ライ) 位置情報が分かっても、具体的に直接家に行けるまでの情報がありません。一応何区などは把握できます。多分意識していないだけかもしれないです。しかし、いじめの問題はあります。ある中学校で感染者が出ましたが、その感染者は、確かアメリカやヨーロッパに家族旅行で行き、感染してしまいました。帰国後、周りが、掲示板にそのことを書き込み、炎上してしまいました。日本の場合も、もし自分がかかっていることが判明したとしても、そういうことにならないように、ウソをつかない、プライバシー、人権保護するべきだなと思いました。

(松尾先生) そういうことについては、差別をなくすためとか、そういう意識を持たないようにするためなどのキャンペーンのようなものが何か政府であったのですか。

(ライ) 基本的に結構責めています。

(松尾先生) なるほど。やはりあるということですね。ありがとうございます。

(ライ) ありがとうございます。

(松尾先生) クムさん。

(クム) はい。柴田さんの質問に対する応答なのですが、いいですか。

(松尾先生) はい。

(クム) まず、これはプライバシー権と公共の利益との衝突が生じると思うのですが、プライバシー情報をどれほど公開するのか、つまり公開するレベルによって判断しなければいけないと思っています。

カンボジアだと、今クラスター感染が起きていて、首相の話ですが、個人の名前、住所、何

をしていたのかなどというのを全部広く公開しないといけないというふうなことを言っていて、だから、今まで感染者の個人のプライバシーの情報は全てみんなに知られているということになります。

日本の場合だと、これほどまでの情報公開をしなくても、誰が感染者かというのを特定できるような情報、例えばどこから来たとか、どこの大学とか、どこの学部で勉強しているのかなどという、ある程度の情報を公開すると、「その人なんだ」ということを特定することができるような情報を公開するのは、やはり個人のプライバシー権の侵害度合いがすごく高いと思っています。

なぜそう言えるかという、例えば、その人は誰なのかというのを特定できて、その人の行動を全部公開してしまうと、その人の人格に対する評価や、その人の家族まで、「あの人はその人の子供なんだ」「その人の父親なんだ」というのが知られてしまって、自分が知られたくない人、知られたくないことまで知られてしまうというのがすごく嫌ではないかと思っています。

だから、家族に対する差別や個人に対する人格への評価など、例えば症状が出ても気にせずに外へ出たりするというのは、その人の性格に対する評価が悪くなってしまわないですか。だから、いろいろなことを公開するというのはレベルがあると思うのですがけれども、きちんと考えて、公共の利益と個人のプライバシー、個人の人権を両立しないといけないと思っているので、やはり慎重でなければいけないと私は思います。以上です。

(松尾先生) どうもありがとうございます。非常に具体的な、かつ、一つの提案という意味では議論を進めてくれてどうもありがとうございます。柴田さん、どうでしょうか。

(柴田) ありがとうございます。本当におっしゃるとおりだと思っています。どれくらい公開するのかということに関してはきちんと調整ができると僕も思っているので、家族構成や、「この住所のこの番地のこの何号室に住んでいるこいつが感染した」というようなところまでやられると、さすがに気持ちが悪いかと思うし、しかもそこまでする必要があるのかと言われると、確かにする必要もないので、やはりそれはバランスの中で必要性を確定すべきではないかと思います。

僕がなぜこういうことを聞いたかという、日本やアメリカなど、個人のプライバシー権に対してとても慎重である国ほどそういう情報公開をよしとしない傾向にあるわけです。ただ、情報というのはうわさになって漏れていくもので、プライバシー権が守られている国のほうがかえって差別を受けたり石を投げられたりというケースが多いような気がするのです。

一方で、例えば情報が集約されて、何度もロシアの話をして申し訳ないのですがけれども、あの国は、感染するとアプリを強制的にスマホに入れさせられて、この家の人間がコロナにかかっているということが地図を見れば分かるようなシステムがあるのです。ただ、こんなことを言ってしまうと本当に元も子もないのですが、それを見るとコロナだらけで、何となく「この人だろうな」というのは多分分かりますし、差別などにはあるにはあると思うのですが、そこまで過激ではないような気もしています。

そうすると、情報公開をしている国のほうがいじめなどの問題として現れてくるケースが少ないような、そういう逆転現象のようなもの感じたので、そういう意味で、海外でどういう状態なのかというのが気になりました。

(松尾先生) なるほど。そこを情報共有できるといいですね。プライバシーに配慮しつつ、しかし必要な情報をどうやって共有する仕組みを作っていくか、そこをみんなが理解していないと難しいと思うのです。その理解の下で情報共有ができるかどうかというのは、今の柴田さんの比較制度視点のようなどころから見ると、何かさらに工夫の余地がありそうですね。ありがとうございます。

深沢さん、お願いします。

(深沢) 慶應大学の深沢です。今のクムさん、柴田さんそのほかの方たちのコロナに対するご意見を伺っていて一つ感じたことは、クムさんがご指摘したとおり、これは公共の福祉と人権が衝突する問題かと思えます。もっとも、現状コロナに感染しているかどうかは、公衆衛生にも関わる事項で、ほかの人たちの健康や安全を守るために感染者情報は共有したほうがいいという考え方もあると思えます。

ただ、その一方で、コロナウイルスがどういう経路で感染していくのかということも、最近明らかになってきています。飛沫感染で感染することやコロナ感染のリスクが高い行為も明らかになっています。例えば、東京都などは「食事に大多数で行かないように」や「会食を自粛しましょう」など、そういった要請をしています。

リスクの高い行為が明らかになっている現状では、例えば誰かがコロナに感染したという事実が出た時、それは「あの人は集まってパーティーをしていた」とか、「どこかに出掛けていたんだ」と解釈されてしまう。そうすると、「みんなが気を付けている時期に、あの人は、ほかの人のことを考えないでリスクの高い行為をする人である」という風にその人の人格を評価してしまうという問題があります。従って、現在「ある人がコロナである」というように情報を共有すること自体がバッシングの対象になるという現状が日本にはあると思えます。

ですから、私は、柴田さんのお話を聞くまで、感染者情報の積極的な情報公開ということに対して慎重であるべきではないかと思っていました。しかし、ロシアではアプリで地図を見たら誰がコロナに感染しているのか分かるようになってきているという話を聞きますと、情報が公開され、周りにたくさんコロナの人がいるということが分かるわけですね。今の日本は、情報が明らかにされていない中で、疑心暗鬼になり、感染者の人格を批判するような風潮があるかもしれません。しかし、情報が公開され、感染者が周りにいることが明らかになれば、「これは私たちが公共の問題として共有しなければいけない事項である」と認識が変わるのではないかと感じました。

ただ、その両立というのはなかなか難しいところがあると思えます。というのも、たくさんの人たちが感染しているということが分かり、その結果「バッシングをすることが非生産的な行為である」という認識に至るまでには、痛みが伴います。その間に、人格に対する批判も集中すると思えますので、その問題をどう解決していくのかというのを感じました。以上です。

(松尾先生) ありがとうございます。この問題は、かかってしまったことはしょうがないと思うのです。われわれもどこでいつかかるのかなどは分からなくて、でも、かかってしまったときお互いに理解できる、共感できるという、そういう意識をどうやってつくっていったらいいのかということだと思います。

みんなでそういうリスク情報を共有しつつ、でも理解して、個人非難ではなくて、何とかみんなでこの問題を克服しようという意識付けをどういうふうに制度化していけるのかというのは、一種のコモンとしての法制度の応用問題として、すごく重要だし、まさに喫緊の課題だし、いろいろなところでまた類似の制度作りの応用ができると思うのです。

これについて何か提案やコメント、自分の考えがある人はいますか。クムさん。

(クム) 私は、やはり国民の理解というか、例えばプライバシー権と公共の利益という、その2つの法的な知識というか、基礎的な法の知識が重要だと思っています。

法律にしましょう。ある法律を制定するときには、やはりみんなのものなので、法律の内容が、例えばコロナ感染対策のために、ある特定の情報を公開しないとイケないという内容を定めるとした

ら、それは国民の同意が重要だと思っていて、国民に同意してもらうためには、やはりプライバシー権とコロナ感染防止対策の拡大を、つまり公共利益、公共の福祉という理解ですね。特にプライバシー権に関する国民の理解が重要だと思います。

今のカンボジア人だと、やはりどんどん公開してほしいというふうに思っていて、プライバシーというのがどんなものかというのがあまり理解できないまま、こうしてほしいというふうに思っているの、やはりプライバシー権の大切さを意識してもらって、きちんと考えてから法律の内容などを決めていくべきだと思います。

国民が分からないまま法律を制定するというのは、結局国民のためのものではなく、分からないまま賛成して、その後何か問題が起きたときに、「やっぱりここら辺が駄目なんだ」というようなことを後で意識しても遅れるので、意識してからプライバシーの大切さ、基礎的な法の知識を国民に与えて意識してもらい、国民の意思を確認して法律を作るとするのがとても大事なことだと思います。

だから、私たちの報告の最後のところですね。法教育の強化・充実化というのが、法学者だけではなく、法曹の人だけではなく、一般の国民まで法律の基礎的な知識を持ってもらって、＝国政＝に関することにもっと関心を持ってもらう必要があると思います。だから、学校の法教育などでも充実したほうがいいと思っています。だからこういうふうに提案しました。以上です。

(松尾先生) どうもありがとうございます。それは、われわれがこれから法整備支援、法整備協力をやっていく上ですごく意識していくべき問題ですよ。そういう国民の理解というか、意識、あるいは一般国民の法知識をどうやってじわじわと充実させていくかということについては、すごく強く意識しながらやっていくべき問題だなと思います。

今クムさんの意見に対するコメントで、今クムさんが指摘してくださった国民の法理解、プライバシー権を例に出していただきましたけれども、一般国民も法についての知識をじわじわと充実させていながら、法律に対する理解、プライバシー権の大切さも理解しながら、まず法律の制定について考えていくということで、法律を作ってからというのでは遅い問題もあるという指摘は、コロナの問題だけではなく、いろいろな法律の分野でこれから法整備支援をしていくときに意識していくべき問題だと思います。どうもありがとうございました。

この問題も議論は尽きないと思うのですが、時間も限られているので、少しずつほかの話題にも進んでいきたいと思っています。チャットボックスのほうに横浜国立大学のヤーリーさんがカンボジアの土地法、土地の登録についてコメントをしてくれているので、ぜひコメントをいただきたいと思っています。ヤーリーさん、聞こえますか。

(ヤーリー) はい、聞こえます。

(松尾先生) ヤーリーさん、ぜひコメントしていただけますか。チャットボックスでも今出してもらったのですけれども、ぜひそれを皆さんと共有してもらえればと思います。

(ヤーリー) はい。ありがとうございます。横浜国立大学のヤーリーと申します。大学院の1年生です。

簡単にまとめると、先ほどの発表の中に、私が聞き間違えたかもしれませんが、カンボジアでは登記がなされていない土地は、農家か地方の土地だけと聞こえました。しかし、自分が調べたところ、全国的に地方や農家の土地だけではなく、都内か都内の周りでもそういう問題があるそうです。

土地の未登記に関する理由はいろいろあります。カンボジアでは、土地の権利書の関係書類などにいろいろな種類があります。国民も登記の優位性や登記の絶対的な効力などについて、あまり基



本的な知識が存在しないので、土地の売買はしても、登記をしないというケースも多いです。

また、公務員の中には、知識を持つ人や専門家などはいますが、地域的にこういった専門的な公務員が不足しています。また、地方から国家機関まで汚職の問題が残っているため、例えば非公式的な手数料など、登記手続きが完了するまでにとってもお金がかかるといった、いろいろな問題を抱えています。そういう理由も含まれていると思います。私のコメントはそれだけです。以上です。

(松尾先生) ヤーリーさん、どうもありがとうございます。ヤーリーさんの指摘によると、チャットボックスにも書いてくれたけれども、未登記問題は農村だけではなく都市でもやはりあって、そのことは登記の優位性というものについての知識の普及がまだまだ十分ではないというコメントで、これは非常に重要な指摘だと思うのです。

先ほどから問題になっているクムさんの問題提起もあって、国民の法理解をどうやって進めていくかという問題だと思うのだけれども、今ヤーリーさんが指摘してくれた点も含めて、さらにこれについて質問やコメントはありますか。高原君、何か質問はありますか。

(高原) はい。ありがとうございます。慶應義塾大学法学部法律学科4年の高原と申します。松尾ゼミ16期に入っています。

話が少し戻ってしまっていて申し訳ないのですが、先ほどのカンボジアグループの発表で、コロナ対策の中で税制優遇措置というのがあって、その中で、縫製業などに対して税金を払わなくていいというようなスライドがあったと思うのですが、今、日本では飲食業界や宿泊業界がコロナでダメージを受けているというような話が結構あります。縫製業だけに対してそういった優遇措置をとるとということについて、国民の間で不満などが出ていないのかというのが気になった点です。

(松尾先生) ありがとうございます。少し話題が戻りますけれども、この点について、先ほどクムさん、ビナーさんの報告でも指摘された点ですよね。必ずしも平等な扱いではないのではないかと、ということで、今の質問に対して、クムさんかビナーさん、回答はありますか。

(クム) はい。簡単に言うと、たくさんあります。例えばほかの分野からの批判などもたくさんあるし、国民もすごく疑問に思っていて、なぜ特定の分野だけ特別に優遇しているのかというのがよく分からないのです。ただし、政府に対して説明を求める人がまだいないのです。だから、合理的な説明は政府からまだなされていないのですけれども、とりあえず国内で大変批判的な声があります。以上です。

(松尾先生) ありがとうございます。高原君、どうでしょう。

(高原) ありがとうございます。確かに、今おっしゃってくださったとおりで思っています。特定の分野にだけ肩入れをするということは、国民の間で不平等な取り扱いということで不満がたまってしまうのは当然だと思っていて、その結果、コロナの対策にしても、国家の指示や法律に対してどれだけ従ってくれる人がいるのかという問題にもつながってくるのかなと思いました。

(松尾先生) どうもありがとうございます。それでは、ほかにどうでしょう。質問・コメント、いずれでも結構です。特に分野も問いません。今既にコロナの問題も出たし、土地法の問題も出たので、それに関連することでも新たな論点でも結構です。どうぞ自由に発言してください。質問はいつでもどこでも戻って構いませんが。

(森永部長) よろしいですか。

(松尾先生) 森永さん、お願いします。

(森永部長) 法務省法務総合研究所の森永です。

カンボジアの土地の話で、特に登記の話なのですけれども、私は若干関わっている者の責任として、カンボジアのために弁明をしてあげようかなと思うのですが、実は、皆さんが想像するほど土地の登記問題というのは簡単なものではなくて、特にカンボジアは少なくとも民主国家であって、個人の自由が相当尊重されるべき国家、少なくともされるべき国家であるために、果たして登記というものを強制していいのかどうかという問題がまず出てきます。

それから、細かい話になるとあらゆる問題が噴出するのですけれども、一般的に登記が何のためなのかということのコンセンサスが政府側ですら恐らくまだ取れていないという問題点があります。

日本だと、少なくとも登記というのは、要するに権利関係を公示して、取引の安全を図るというようなことなのですけれども、国によっては考え方がそちらにあまり重点を置いてなくて、例えば税金を取るとか土地の利用形態を管理するなど、こういった方向からの登記をさせるというようなことが混在している国が多いのです。

そこへもってきて、さらに話を複雑にしてくるのは、恐らくですが、これも私が間違っていたら、カンボジアの学生さん、あるいは専門家の方に修正してもらいたいのですけれども、やはりカンボジアの方々の登記、土地の登録の意識というのは、まだ権利書を中心に動いています。つまり、権利書を持っているか持っていないか、権利書の発行がされるかされないか、ここに非常に大きな力点と国民の関心が置かれています。結局、権利書を売買することが土地の売買である、というような一般的な意識があるのではないかと想像されます。

すると、どういうことが起きるかということ、権利書を売ってしまって、そのことを一切登記所には言わない、権利書だけが流通してしまって、そのことを登記所には言わないという現象です。これはカンボジアばかりではなくベトナムでも起きた現象です。しかも、それはなぜかということ、「官に言っただけで税金を取られたり手数料を取られたりするぐらいだったら、そんなのはいいや」というようなことがある程度障害事由になって、なかなか土地の登記が進んでいかないというようなことがあるのではないかと思います。

ですから、ちょうどチャットのほうで書いていただいたヤーリーさんでいらっしゃいますか。問題意識は非常にいいと思うのですが、どうしたら国民の皆さんに登記をしてもらえるかという方向で考える必要があるのではないかと思います。

逆に、登記しないと処罰するとか、そういった方向にいったいいいのかどうか。つまり国家が業を煮やして、要するに強制的に登記をしてしまう、そういうことが果たして妥当なのかどうかということも含めて、恐らく今後考えていかなければいけないことなのだろうと思います。

ただ、私の知っている限り、国土省が非常に大変な努力をされて、今65%まで登記をされたというのはかなりの成績のいい、恐らく進歩だというふうに評価できると思います。私からは以上です。途中でどうもすみません。

(松尾先生) とんでもないです。森永さん、どうもありがとうございました。

今森永さんから問題提起していただいた、どうしたら国民に登記のメリットを理解してもらって、実際に登記が進むようになるかという、この問題はやはり今日のトピックの中心にあって、もう少し一般化して言うと、国民の間に法知識をどうやって醸成していくかという問題にも通じていると思うのですけれども、この点について何か意見、アイデア等がある人はいますか。ビナーさん、お願いします。

(ビナー) 日本の状況をお伺いしたいのですが、大昔には日本にも登記していなかった時期があって、多分、経済成長の前の時期だと思いますが、日本の場合は国民に土地を登記してもらうよう

に、どのような方法で行っていたかを知りたいので伺いました。よろしければ教えていただけませんか。

(松尾先生) 森永さん、説明責任ではないですけども、お願いできますでしょうか。

(森永部長) 法務省としてお答えするわけではありませんが。

(松尾先生) 今日は強力な回答者がいるので。

(森永部長) 所属している者の責任として。

(松尾先生) そうですね。これは法務省が担当ですからね。

(森永部長) ある程度はお答えしたいと思います。これは私の個人的な感想ですけども、実は、これといって大きなキャンペーンなどをやったことは恐らくないと思います。ただ、日本の場合、第二次世界大戦後にかかなり大きな、代表的なのが自作農創設法といいましたか、要するに、地主ばかりが土地を持っていて、それをある意味強制的に連合軍が分割をさせて、そして農民が自分の農地を持てるように、という政策を一時強力にやったことがあります。

そういった際に、いわば自分が土地持ちになったということの意識というか、そういったところのために、「やはり登記をするのがいいんだ」というような意識は徐々にできてきたのだと思います。

ですから、意外に日本では、田舎の人と言っては悪いですけども、農村の方々でも登記というものは非常に大事にしています。実は、登記の権利書というのはそれほど大きな法的効力があるわけではなく、しかも今は権利書はなくなりましたが、それでも、私などは覚えてはいますが、自分の父親などは権利書——登記済証というものを非常に大事にして、それをわざわざ銀行の貸金庫に入れているという人は非常に多かったです。

そういったことで、全体的に政府が何をやったかというよりも、そういった一連の土地改革の政策の中で、「自分の土地だ」と言うためには、土地はきちんと登記しておかないと安心できないのだ、というような意識が日本人にも芽生えていったことは間違いないと思います。

ところが、今度は逆に、所有というものがあ程度安定してくるとどう問題が現在起きているかという、実は、相続をすれば登記の名義を変えていかなければいけないはずなのですけれども、これが例えば3世代にわたって放ったままなのです。つまり日本は登記の義務がなく、要するに、自分の権利を主張したければ登記しておきなさい、というだけなので、「そんなことはどうでもいいや」となります。しかも、しょっちゅう取引が行われるような土地であれば「必ず登記をして」という話になりますけれども、そうではなくて、あまり取引関係に入っていないような、「ここは先祖代々住んでいるんだ」というような話になってくると、勘定をすると、250歳ぐらいのおじいちゃんが今まだ生きているというような登記が残ってしまうのです。実際に本人たちは亡くなってしまっているものですから、相続を登記していないと、現在この土地は一体誰の所有なのかということが分からなくなって、登記はあるのだけれども分からないという変な問題が出てきて、今それを法務省民事局がどうしようかというので大騒ぎしている最中です。

(松尾先生) 森永さん、どうもありがとうございました。今日は非常にラッキーで、森永さんに今解説していただきました。

ビナーさんの質問はとてもいい質問で、制度をどうやって変えていくのかという、そのきっかけというのは何かということですね。今、日本の経験から語れることを森永さんに説明していただきましたけれども、そうなのですね。日本で登記簿への転換をしたのは明治19年の登記法を作ったときなのです。それまでは「地券」といって、日本で最初に土地の所有権を導入したときには地券

を発行したのです。その地券で土地の所有権の取引をしたわけです。地券に裏書きがあって、裏書きでその所有者の名前を変えていくという仕組みを作っていて、それで取引していたのですけれども、明治19年に登記法を作って、今度は「登記をしろ」ということになったのです。

しかしながら、なかなか登記が進まなくて、それでしばらくは登記しないと罰則を科すとか罰金を科すとか、あるいは所有権の移転を認めないといった一種の通達を出したのですけれども、でも何が一番効いたかというところ、まさに森永さんが今おっしゃったことです。登記すると、「登記が終わりましたよ」という登記済証を発行するのです。その登記済証には登記所の印鑑がきちんと押してあって、これがいわば地券に代わったのです。登記して、地券に代わる権利をきちんと表した権利証というのがあるぞ、ということで、それを持っていると安心なのです。だから、地券の代わりに権利証をもらえるよということで、少しずつ意識を慣らしていったのでしょね。

そして、これも森永さんが言ったように、登記済証は2004年の不動産登記法改正でなくなって、今は登記識別番号だけなのです。不動産の同一性を確認する個々の番号という情報だけなのです。登記済証を廃止したのです。そうやって、何が権利を示すのかということについての国民の意識を徐々に変えていったということです。こうした日本の経験から何が学べるかということ、意識を変えていくことは時間が結構かかるということです。しかし、それを徐々に進めていったということが、今の森永さんのコメントでは大事な点でしょうか。

それと同時に、また最近では、結局権利の登記が任意なので、所有者が誰なのかということが、登記簿に必ずしも正確に反映されないことが問題になっています。特に相続が起こっても登記名義はそのままだとすることが少なからずあり、その間に相続人も亡くなって新たに相続が生じるなどした結果、所有者不明土地問題が深刻になっていて、今度は不動産登記法により、一種の公法上の義務として、登記義務を課そうかという話になっています。そのように、既存の制度には欠陥もあるのですけれども、どういう解決方法を採用するか、来年民法・不動産登記法等の改正があると思うので、そのときにぜひ着目してほしいと思います。どうもありがとうございました。

(森永部長) ついでに申し上げますと、私は去年、相続登記を自分でやりましたけれども、面倒くさいのです(笑)。ですから、そこももう少し変えなければいけないのかなと思います。

(松尾先生) それも大事ですね。やはりそうですか。今法務省が一生懸命キャンペーンして、「相続は法務局に相談してくれたら非常に簡単にできます」と、いろいろ手続き面でのサポートもしてくれるというキャンペーンもありました。貴重な証言をありがとうございました。

(ビナー) どうもありがとうございました。大変勉強になりました。

(松尾先生) どうもありがとうございます。

それでは、ほかの問題についても質問があればお願いします。深沢さん、お願いします。

(深沢) 今日はコロナの問題が最初に話題となり、その後、カンボジアの土地の登記の話が題材に、どのように制度が変わっていくのかという話がありました。私が一連の議論を聞いていて感じたことは、コロナの問題と土地登記の問題は、一見して結び付きがないようにも思えますが、国民の意識の芽生えというのをどうやって引き起こし、また変えていくのか、どのように人が認識するの点という点で共通点があるのではないかと感じました。

私の問題意識をもう少し明確にするために、コロナの話に戻りたいのですが、最初に、台湾のライさんが、なぜ台湾で早くコロナ対策ができたのかという理由について、SARSの経験を挙げていらっしゃいました。

SARSは、確か2000年の初めに流行したと思いますが、その時台湾は苦い経験をしていた、だから

コロナについても早いうちに怪しい情報を察知し、迅速に動くことができたと理解しました。ベトナムも同じく、SARSでひどい経験をしたため、2月のかなり早い段階から厳しい措置をとったと聞いています。

台湾やベトナムといった、いわゆるコロナにうまく対応できた国というのは、SARSによる苦い経験を国民全体で共有しており、それが迅速なコロナ対策制度の構築に寄与したのではないかと感じています。

これを土地の登記の問題に引きつけて考えてみますと、今まで土地の登記情報があまり共有されていない、あるいは登記制度自体が新しい制度である国では、「登記が重要である」という意識をどう芽生えさせるのか、つまり、共通体験をどう生み出すのかということが重要になってくると思います。

この点について、今日の発表では法教育などが、意識の芽生えのきっかけになるのではないかなど、いろいろな可能性が挙げられていたと思います。その点について皆さんのご意見を聞かせていただけたらと思い、問題提起させていただきました。

(松尾先生) 深沢さん、どうもありがとうございます。議論の時間があと30分弱になってきたので、ぜひその問題について意見、コメント、もちろん質問でもいいけれども、ある人はぜひお願いします。具体例はさまざまにいいと思うのです。法についての知識を国民の間に広げていくために考えられる手段です。

(柴田) あまり建設的な意見ではないのですけれども、お話をお伺いしていて、かなり根深い問題だと思うのです。例えば土地の登記を進めるにしても、土地に対する所有権というものが大事なものだということが実感できないと、森永先生がおっしゃったようにそもそも手続も面倒くさいし、今後持ち続ける際に税金を払わなければいけないというようなことも考えると、価値を見いだせる人がかなり少ないのではないかという気がします。

しかも、元々社会主義を経験した国で、全部国が持っていて、土地に対する処分権がなかったような国で、いきなり土地に対する所有権が認められて登記をするというようなことを進めること自体が相当困難を伴うことなのではないかと思うのです。

例えばそれを法学教育でどこまで浸透させることができるかといっても、それこそ本当に何十年単位でかかる話ではないのかという気もしています。何十年かかっても、ということであるならば、それは初めの1つ目のピースから始めないと何ともならないので、地道にしていくほかないのかなとも思うのですけれども、個人的には、教育以外でできるや、その国の社会や文化などの背景を生かしながら、何か整備の支援を進めていく道はないのかなというようなことを考えています。それこそ日本やほかの国のような登記制度以外の道があるのであれば、そういうことを議論するのもとても良いのではないかという気がしました。すみません。コメントです。

(松尾先生) 柴田さん、どうもありがとうございます。先ほど柴田さんの発表のスライドにもあって、後で僕も聞こうと思っていました。法をコモン化する、コモン化法を機能させるための制度設計というスライドがあったと思うのですが、そこで具体的にどんなアイデアを柴田さんが考えているのかということは質問したいと思っていました。ちょうど今の柴田さんのコメント、あるいは深沢さんの問題提起に対する回答にちょうど関わる部分だと思います。

まさにコモン化するための法を機能させる制度設計ということで、今具体的に柴田さんが言ってくれたような、法学教育以外で、それぞれの国の社会や文化的な特徴を生かした方法というのは例えばどんなことが考えられますか。ベトナムのケースでもいいし、あるいは柴田さんのフィールド

であるロシアなどでもいいのですが、もし考えていることがあったら、具体的に教えてくれると議論が少し前進するかなと思います。

(柴田) これは全くアイデアがなく、とても情けなくて申し訳ないのですが、恐らく質問があるのではないかと踏んではいたのですが、正直なところ思い当たる節がないのです。僕が報告を練っていて感じたのは、土壌をつくるというのはすごく難しいことではあるのですが、例えばベトナムの場合に入札法というのができました。

(松尾先生) 何法ですか？

(柴田) 土地ではなくて企業の話なのですが、ある企業に対して、例えばコロナの関係で、ある企業が作ったものを使う、それを指定する権限が局長に法的に付与されていて、一方で、それをやってしまうと企業間の平等などが損なわれるので、入札法というものを作って、一応形式上は平等にしなければいけないというのを見つけたのですが、ただ、それが正常に機能しているかという、機能しないわけです。やはり緊急性ということをして盾にして、局長の権限行使が優先されるというところがあるのですが、進んでいるのか分からないのですが、何かしら平等に基づくそういう法律ができることで、少なくとも議論ができる状態にはなったと感じています。

ですから、すごくいろいろ思うことはあるのですが、やはり教育をしつつ、使えないかもしれないけれども、とりあえず法律自体は作ってみて、その後で、議論を進めながら改善をしていくという進め方があるのではないかという気がしています。

話が長くなってしまうのですが、以前、名古屋大学の市橋先生が、ウズベキスタンの法整備を進めるときにとりあえず入れ物だけつくってみるというようなことをおっしゃっていたのがとても印象に残っていて、それが根付くかどうかは分からないけれども、取りあえず入れ物をつくっていて、後で議論を重ねながらその中身を豊かなものにしていくということが一つ大事なことはないかという気がします。とても時間はかかったそうなのですが、2~3年前に行政手続法などがやっとなんてできて、今まで種をまいていたものが実ったのを見ることができたということで喜んでいらっやっと思ったと思うのです。

あまり回答にもアイデアにもなっていないかもしれませんが、何かそういうものが重要なのかという気がします。

(松尾先生) ありがとうございます。非常にいい問題提起だったと思います。具体的にわれわれがこれからその議論をしていくときのベースになると思うので、長いプロセスで考えれば、まず入れ物をつくるということにもやはり意味があるのではないかと、ということですね。ありがとうございました。

(深沢) 柴田さんのご指摘の通り、法教育以外でも法をコモンとして機能させるためのアイデアは重要ですね。私は、議論をする場をつくるということが大事だという点に非常に共感を持ちました。というのも、法律を作ったから全てが終わるというわけではなくて、法をコモン化していくためには、管理が必要だと思います。コモンズ、例えば入会地ですと、入会団体は、入会地を管理していかなければならない。法制度をコモンとしてとらえた場合、議論をする場はまさに、法制度をどうやって管理していくのか、展開していくのかという場になると思います。

議論の積み重ねを通じて、様々な考えが反映されていくのではないのでしょうか。制度が変わっていくには、確かに時間がかかりますけれども、ウズベキスタンでのエピソードなども聞きながら、実は一番の近道ではないかと感じました。

(松尾先生) 深沢さん、どうもありがとうございました。今の柴田さんと深沢さんの議論をさらに

展開して、例えば入れ物をつくって、そこに中身を入れるための議論の場をつくるとすると、そのことを例えば法整備支援で応用する・活用するにはどんなことが考えられるでしょうか。

例えば、法律はできたけれども、まだ国民の間にはそれが普及されていないというときに、今深沢さんの言うように、それをこれから議論の場をつくって徐々に浸透させていくというウズベクの例もありましたが、それは法整備支援としてはどんなやり方があって、どういう形で応用できますか。今、柴田さんの手が挙がりました。お願いします。

(柴田) たびたびすみません。常々思っていたのですが、例えば、現地で一般の人たちを呼んで議論する場というのはこれまで設けられたことはあるのでしょうか。法学部の人など頭のいい人を集めて議論をすることも大事と言えば大事だと思うのですが、生の声を聞くことが何よりも大事ではないかということをごく思っています。そういうことはこれまでやってきているのですか。

(松尾先生) これはいろいろ僕も聞きたいです。どうでしょう。今日法務省からもたくさん参加していただいているし、あるいはJICAからも参加してくださっているし、弁護士事務所の方もいらっしやっています。森永さん、今、発言されようと思いましたね。どうぞ。お願いします。

(森永部長) 私の知っている限りですけれども、法整備支援のプロジェクトあるいは活動の中で、直接に一般市民を例えばワークショップの会場などに来てもらってという場面を私は経験したことはありません。ただし、こういったプロジェクトをやるときに調査活動を行うことが結構あって、こういう場面で、例えば私の記憶では、ベトナムの不動産登記法もそうですし、担保取引登録法と違って、日本で言うと担保物権を登録するシステムがあるのですけれども、これの法制の改正をするときに、結構地方のほうまで行って、地方の中小の金融機関の課長さん、あるいは支店長さんなど、中央の銀行ではなくて、そういったものを扱っている現場の支店長さんの声を聞いて回るというような活動はしたことはあります。

それから、私が自分自身で一番緊張した経験は、地方から来ている国会議員さんに説明をしなければいけなかったことがありました。これは国家賠償法です。特にベトナムの国会議員さんというのはずっとハノイで仕事をしているわけではなくて、普段は地方でご自分の仕事をなさっている一般の人なので、一般の方とほぼ同じ感覚を持っていらっしやいます。そういった方に法案の内容を説明するというようなことはしたことがあります。

(松尾先生) ありがとうございます。今森永さんの回答でとても具体的なお話がありました。この件についてさらに何かコメントはありますか。できれば何かご経験のある方で、「こういう活動はやったよ」などということはあるですか。

柴田さんの問題提起は、むしろ法整備支援でも国民に対して何か法知識の普及ということのきっかけになるような活動が今後あり得るのだろうかという問題提起にもなると思うのです。それは非常に新しい展開かもしれませんが、今日はそういう意味ではとても重要な問題提起をいただいたと思います。

(長尾) 長尾ですけれども、よろしいですか。

(松尾先生) ぜひお願いします。

(長尾) 柴田さんのお話についてコメントがあります。私は長尾と申しまして、今慶應大学の学生ですが、以前弁護士としてネパールで法整備支援に従事していました。ネパールの民法典制定のために働いていたのですが、私がそのとき思ったのは、途上で特に民法や刑法のような新しい法律を作るというのは本当に大変なことです。民法や刑法が成立した時点では、中央省庁の官僚、役人、弁護士ですらその内容をまだ全く把握しておらず、裁判官も把握していないのです。柴田さんがお

っしやるような、いわゆる頭のいい法律の専門家たちの間で普及させることが優先順位としては一番高く、それが済んでから、ようやくその人たちが国民に対して発信していくというレベルに進めると思います

例えばJICAであれば、役人の皆さんとワークショップをすると同時に、多少は普及活動もします。しかし、一足飛びにいきなり全国民に普及させるというのは、理想としてはよく分かるのですが、現実的にはちょっと難しいのかなというのが実際に赴任して働いていた経験です。

(松尾先生) 長尾さん、どうもありがとうございました。

(森永部長) すみません、今の長尾さんの話で思い出したのですが、多くの国では法制度支援としてそういうことをやるということは珍しいとか、やったことがないことはないと思いますが、私自身は経験がないということで、若干はあるとは思いますが、通常は先方がやります。向こうの機関が普通はパブリックヒアリングをきちんとやって、ネパールなどは、長尾先生、確かかなり綿密にやっていると思います。

(長尾) はい。

(森永部長) ムルキアインを解体するときに、新しい法律を作るときにかなり中央の役員が地方まで出掛けて行って、本当に村々で意見を聞いてくるというようなことは、法整備支援としてやるというよりも、向こうが国によっては当然のようにやります。それから、ベトナムでもパブリックコメントは必ず募集するという形で、結構いろいろな意見が出てくるということはあると思います。

(松尾先生) そうですね。森永さん、どうもありがとうございました。長尾さんもうありがとうございました。

(玉垣先生) JICA法整備支援チームの玉垣と申します。今日はあくまで個人の立場というか、私は、法学教育は名古屋大学の学術研究員という身分で、私はそちらのほうであくまでも個人で話をするということでご了承いただければと思います。

まず、皆さん、貴重なご報告をありがとうございました。幾つか気になった点があるので、2点言います。

まず、法のコモン化といったときに、あり得る想定するレベルが2つあります。これは私の知識ではなく、名古屋大学国際開発研究科の島田弦先生のほうから聞いたのですけれども、まず法律そのものが情報として提供されない。要するに、これは識字の問題もありますが、情報として地方の人に届くかというのがあるのですけれども、そうではなくて、その人たちにとって、要するに法よりも優先する価値観があるというのが結構あるのです。それは特に結婚や婚姻などであるのですが、それがまさに場合によっては法のルールに反するというところにもあって、そのあたりが、それをどう法学教育というもので乗り越えられるかというのが一つ課題になっているという点があります。

あともう一点は、柴田さんからご指摘のあった「国民の声を聞く」というのは、これは森永部長からもお話がありましたが、法律を作る過程で、先方政府がやるということもあるのですけれども、プロジェクトとしてやるということもありえると思います。松尾先生がご尽力したように、ラオス民法典が今年から施行されていますが、現在地方に行って、「こういった民法典が制定されました」という普及活動をしています。

もちろん作る前に、先方政府のパブリックコメント等で地方からの意見も聞いたのですけれども、できた後もいろいろな議論をしているというのは、プロジェクトとしても、地方に出向いてやっています。

その中で、要するに首都ビエンチャンから離れた中国国境などでは、中国法の影響というか、独自



のルールがあって、そことの衝突があります。要するに民法ができたのだけれども、実はローカルの人というか、地方の人にとってはそちらのほうを優先する価値観があって、そことの調整がどうなるのかというところが実はあるというような状況にあるということだけご指摘させていただきます。以上です。

(松尾先生) 玉垣さん、どうもありがとうございました。最新状況についてお話しいただいたとともに、コモン化といったときにも、ただ一方的に広めるということではなくて、既存のルールや慣習、価値観というものがあって、それとの関係もやはり考えていかなければいけないということですよ。どこの社会にもルールの真空状態というのではなく、必ず何かルールがあるはずで、法律の知識というのはそこに新しいものを持ち込むという要素もあるので、その点も考慮して、それでもコモン化ということはどういうふうに考えていくのかという非常に重要なご指摘ですね。どうもありがとうございました。

あと5分ぐらいあります、というか5分しかないのですが、ご発言のある方はどうぞ。ぎりぎりまでやりましょう。クムさん、どうぞ。

(クム) いいですか。土地の話に戻りますけれども、森永先生に対するご意見を伺いたいのですが、例えば土地の登記について、カンボジアだと、なぜ登記しなければいけないのか、国民があまり分からないという問題があります。つまり、権利書でも実務は使えるという状態になっており、なぜ面倒な手続きの登記をしないといけないのかというのが分からないのです。

だとしたら、今の法システムは、登記を義務づける法制度を作らないといけないと思うのです。つまり、権利書が利用できるシステムを完全に廃止して、登記しなければいけない、登記証だけ使えるような法制度が必要だと思います。権利書が使えなくなると、国民は、したくなくても登記をしなければならないこととなりますが、その権利書を利用できるようなシステムを突然廃止することが可能かどうか、専門家の方の意見を伺いたいことでもあります。

(松尾先生) ありがとうございます。では、森永さん、お願いします。

(森永部長) ありがとうございます。全くごもつともで、先ほど松尾先生がおっしゃったとおりで、日本でもそうだったのです。要するに、権利書の売買のような形で行われていたのが、もちろん登記制度は最初からあったわけですが、登記にすると権利書みたいなものももらえたわけです。一般の方々にとっては、自分がこの土地の所有者だ、権利者だ、ということを示す具体的な形が欲しい、役所にある帳簿だけでは嫌だ、という発想がどうしてもあるのだろうと思うのです。

それは日本が権利書から土地の……

(松尾先生) 登記済証ですね。

(森永部長) それから登記済証に代わって行って、最後は登記済証がなくなってしまったというようなことで、ただ、意識はその後で付いてくるというような形になります。

ですから、特にカンボジアの場合は、現在土地の売買取引などをすると、実は登記をしないと所有権は来ない格好になっていて、今の民法はそうなっています。そういう情報が国民にきちんと伝われば、登記をしなければ権利がもらえないという形になっているので、少なくとも取引の部分については、私はもう少し進んでくのではないかという感じがします。

ですから、当事者は権利書の受け渡しだけで取引が済んだと思っていたのに、実はそれが登記されていなかったためにどこかでトラブルを起こすというようなことが、ネガティブな話ですが、そのうち恐らく出てくるというようなことが伝わってくると、これはきちんと登記しなければいけない、という意識がだんだん芽生えてくるのではないかと思います。

ただ、これが一朝一夕にいくわけではなく、当然のことながら、皆さんがお持ちになっている意識というものがどの程度のスピードで変化していくのかということになるので、もちろん政府としては、「登記をしてください。登記をしないと権利がもらえませんか」というようなことはできるだけいろいろな場面で周知をしていく必要があると思います。

こういった周知をするときに非常に役に立つのは、私はベトナムの専門家をやっていたのですが、ベトナム政府というのはそういうところが非常に上手なところがあって、「みんなでこうしましょうね」というようなテレビ番組などいろいろなことをやるわけです。それから、登記とは関係ありませんけれども、「交通ルールを守りましょう」とか「信号の見方」などというのは小さな5分ぐらいの番組になっています。例えばホンダが提供し、スポンサーになって、「トイ・ユウ・ベトナム (Toi Yeu Viet Nam)」などという番組をやっていましたけれども、ああいうものも結構広まるものです。ですから、メディアを通じて、というのも一つの大きな手段だろうと思います。

(松尾先生) なるほど。メディアですね。チュックさん、お願いします。

(チュック) 土地の登記についてですけれども、本当は、昔のベトナム、私の親の時代には、土地を登録する必要はないと思った人が多いです。先ほど森永先生がおっしゃったように、1995年、1997年ぐらい、私が生まれた年ですけれども、JICAと司法省からセミナーがありました。特に、不動産登記と登記による対抗力についてセミナーがたくさんありました。

そのおかげで、セミナー参加者である司法省の公務員や経済省の局長が、研究し、その後規定ができました。規定の制定後、例えば、ベトナムには法律新聞、政府の国営新聞がありますが、そこには「みんな自分の土地を守るために、対抗力を持つために登記しましょう」という記事がたくさん掲載されました。

例えば、私が大学で民法と不動産法を勉強した際、大学の先生からも「この規定ができたのはJICAのおかげですよ」とよく聞きました。メディアやセミナー、大学教育でも法整備支援の効果を共有された感じです。

(松尾先生) チュックさん、どうもありがとうございます。具体的な事例のご紹介をありがとうございます。ほとんど時間なのですが、イェン・チョリダーさんがチャットボックスに書き込んでくれているので、リダーさん、聞こえますか。

(リダー) はい、聞こえます。こんにちは。

(松尾先生) ぜひお願いします。こんにちは。

(リダー) あまり時間がないので、話さなくてもちょっといいかなと。

(松尾先生) 今日はこの後、傘谷先生が多分うまくまとめてくださるので、ぜひお願いします。

(リダー) では、簡単にしゃべりたいと思いますけれども、自己紹介はどうでしょうか。

(松尾先生) ぜひお願いします。

(リダー) 私は名古屋大学の法学研究科博士課程の2年生で、チョリダと申します。カンボジアから来ました。

私は、深沢さんの質問、ご提案について興味深く意見を話してみたいのですが、やはり法知識を一般市民に知らせることは非常に難しい問題で、多くの人の協力が必要だと思います。

私はこの問題に対して考えたことがあります。法と社会をつなげる役割がある弁護士の役割です。弁護士は、法を一般市民に普及する能力があるということで、それをテーマにして研究しています。

弁護士といっても、ほかの社会と違うところがあるかもしれません。しかし、カンボジアでは、弁護士の数も少なく、また弁護士の存在を知っても、仕事を頼みたいと認識する人が少ないという、ま

た別の問題があると思います。つまり、問題と問題につながりがあって、1つの問題を発見してもまた別の課題が出てきます。少しずつ徐々に解決し、考えていく必要があると思います。

弁護士以外の人を考えると、公務員のような、つまり国民に関係が近い人々をモデルにしてみればいいのではないかと思います。人々は、法について知らなくても困らないとか、知る必要がないと思っています。しかし、「やっぱり知らないと困る」という状況になってから初めて、「法を知らないといけない」という認識が感じられると思います。

多くのカンボジア人は困ったときには、公務員、市役所や区役所の人に相談する人が多いと思います。そこにモデルとなる人物を置ければ、法の知識を市民に普及することができる可能性があるのではないかと思います。

そして汚職の問題ですが、汚職があると、「法がなくてもお金があれば何でもやれる」という知識の普及になってしまいます。汚職の問題は必ず解決しなければいけないと思います。以上です。

(松尾先生) どうもありがとうございます。具体的な問題で、確かに市民と法制度を橋渡しする役割としての弁護士さんの役割、あるいは公務員の役割は非常に重要ですね。「市民社会のコンダクター」という表現を弁護士さんについてすることもあります。1人ではできないけれども、1つの立場ではできないけれども、重要な社会的役割を果たすべき人々ですね。リダーさん、どうもありがとうございました。

皆さん、今日は非常に活発な、かつ率直なコメント、質問、さらには議論を展開していただいております。法を「コモン」にするにはどうすればいいのかという問題提起について、皆さん、非常に率直かつ今後の議論のベースになるような、具体的かつ生産的な提案をしてくださっております。さらに今後議論を続けていくための重要なベースになるのではないかと思います。

とりわけ今日議論の焦点になった、国民の意識や法知識をどういうふうに少しずつ充実させ、法制度が考えるような変化を引き起こしていくのかということとは、まさに法改革、そして法整備支援の最も重要な問題であると思います。

制度変化がどういった原因やプロセスで起こっていくのかということについては、法改革をする者も法整備支援する者も共通に今後深めるべき問題だということが再認識できたのではないかと思います。かつ、今日はそのための具体的なヒントも得られたかと思います。

今日の議論の成果は、国際民商事法センターの『ICCLC NEWS』にまとめて掲載される予定です。昨年のもはその59号にまとめられていて、ウェブページでも紹介されているので、皆さんも自由に見ることができると思いますが、今日の議論もそういう形で皆さんの1つひとつのコメントもきちんと記録して、われわれの共有財産にしていきたいと思います。本当に「コモン」、みんなのものにするための重要で具体的な実践の1つを今日はすることができたのではないかと思います。

私のタイムマネジメントが悪くて、時間が少し延びてしまって申し訳ありませんでした。それでは、モデレーターを稲岡さんにお返しして、まとめをお願いします。

(司会) 討論会はこれで終わるのですが、さらに質問やご意見等がある方はチャットボックスで受け付けているので、そちらにお送りください。

最後に、閉会のごあいさつを名古屋大学大学院法学研究科傘谷祐之先生をお願いします。

## 閉会の挨拶

### 傘谷 祐之（名古屋大学大学院法学研究科特任講師）

法整備支援シンポジウムにご参加いただいている皆さま、お疲れさまでした。名古屋大学で特任講師をしている傘谷祐之と申します。閉会のごあいさつと、この場をお借りして企画のご案内をさせていただきます。

本日の法整備支援シンポジウムは、法務省法務総合研究所国際協力部さま、慶應義塾大学大学院法務研究科さま、公益財団法人国際民商事法センターさま、そして私ども名古屋大学で協力して開催している連携企画の1つです。

今年度は9月に名古屋大学のサマースクールがあり、11月に法務省さまの「法整備支援へのいざない」があり、そして今日のシンポジウムで今年度の企画が全て終了になります。本日のシンポジウムでは連携企画の締めくくりにあつたふさわしい力のこもった発表があり、有益な議論がなされたように思っています。

さて、本日の個別発表では、ベトナムの汚職の問題、カンボジアの投資、金融、土地制度に関する問題、そしてカンボジアの新型コロナ対策の問題が取り上げられていましたが、いずれの報告においても教育の必要性について大なり小なり指摘されていました。この教育という点に関連して、若干お時間をいただき、名古屋大学による体制移行国における法学教育の取り組みと、それに関連する企画についてご紹介させていただきたいと思えます。

画面を共有しますので少々お待ちください。これで画面を共有できていますか。

名古屋大学は、体制移行国と呼ばれる国々——具体的にはベトナム、カンボジア、モンゴルそしてウズベキスタンの4カ国に日本法教育研究センター（Research and Education Center for Japanese Law: CJL）を設置しています。CJLは、現地の大学と協力して、日本の法律を日本語で学び、法整備に貢献できる人材を育成することを目指しています。

本日のシンポジウムで発表してくれたベトナムのファン・ダン・ホアン・チュックさん、カンボジアのミアン・ピッチダビナーさん、クム・カエマリーさん、あとはコメントをしてくれたソウ・ヤーリーさんやイエン・チョリダーさんも、日本に留学する前に、CJLで日本語と日本法を学んでいました。

このCJLの取り組みに関連して、来週、それから再来週に企画を準備しているので、ご紹介させていただければと思います。

1つ目の企画は、「アジアで日本法を日本語で教える—日本法教育研究センター法学講師から見た法整備支援—」という企画です。講演者は、CJLで法学講師を務めた経験があり、現在もCJLの教材開発に関わっている方々です。私も入っています。教育による法整備支援の現状と課題について、CJLの教育活動を中心にしてお話をする予定です。来週12月11日16時半から1時間半程度を予定しているので、ご関心がある方はご参加いただければと思います。

2つ目の企画は、オンラインセミナー「日本法教育研究センター法学講師のキャリアとは」という企画です。こちらでもCJLで法学講師として勤務した経験がある方々にお話ししていただく予定です。こちらのほうは、法曹資格を持った方、弁護士の方が中心です。ポスターの2枚目のほうに講演者のご紹介をしております。先ほどコメントをいただいた玉垣先生が司会をされるご予定ですが、CJLで法学講師を務められた後、例えば国際機関に勤められたり、JICAの長期専門家として活躍されたり、いろいろな経験をされた方がいらっしゃるの、これらの方々からCJLの法学教師の魅力について、それからCJLでの教育活動を通じたアジア諸国の法律家との交流の魅力についてお話し

いただく予定です。こちらは再来週12月19日土曜日午前10時から2時間半を予定しています。本日のシンポジウムにご参加いただいている学生の皆さんの中で、将来弁護士になりたい、弁護士になって法整備支援に関わりたいという方には、CJLの法学教師も一つの選択肢かと思うので、ぜひ参加してお話を聞いていただければと思います。

いずれの企画についても詳しくは名古屋大学法政国際教育協力研究センターのウェブサイトをご確認いただければと思います。企画のご案内は以上です。

最後になりますけれども、本日のシンポジウムの準備をしてくださった皆さま、発表者の皆さま、それから参加者の皆さまに改めて感謝申し上げて、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。では、これにて閉会します。本日はお集まりいただきありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03)3505-0525 FAX : (03)3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 青木